

## 第2部

# 前期基本計画

(平成28年度～平成32年度)





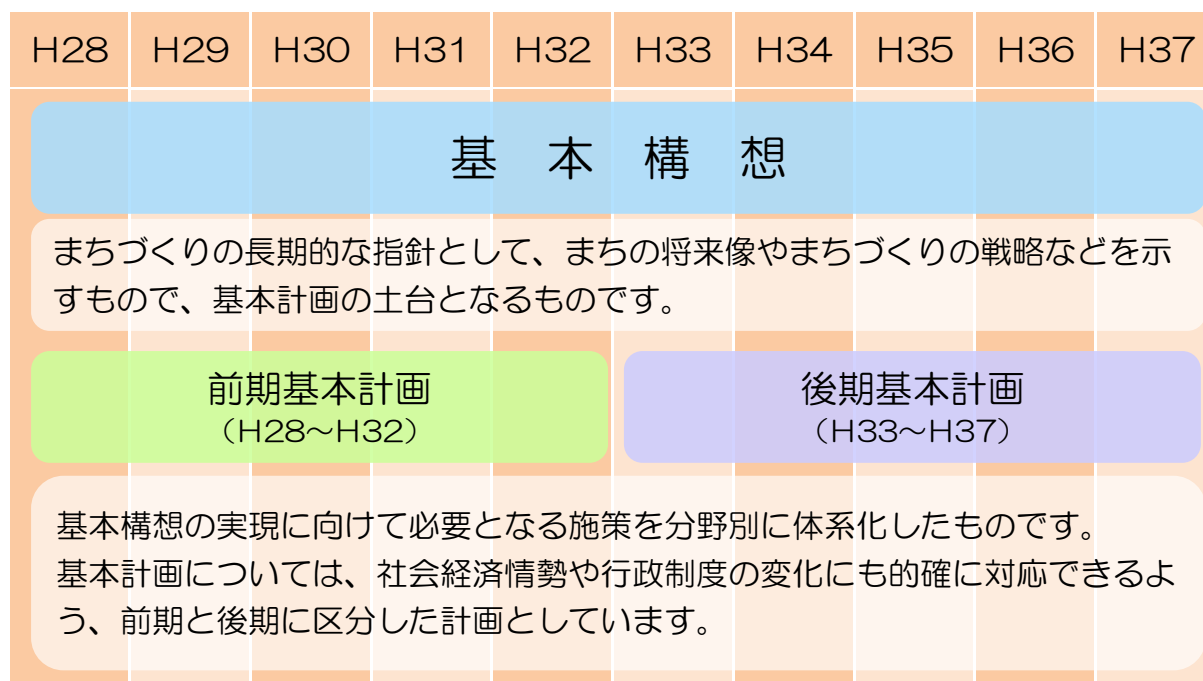
# 序章

## 第1節 基本計画とは

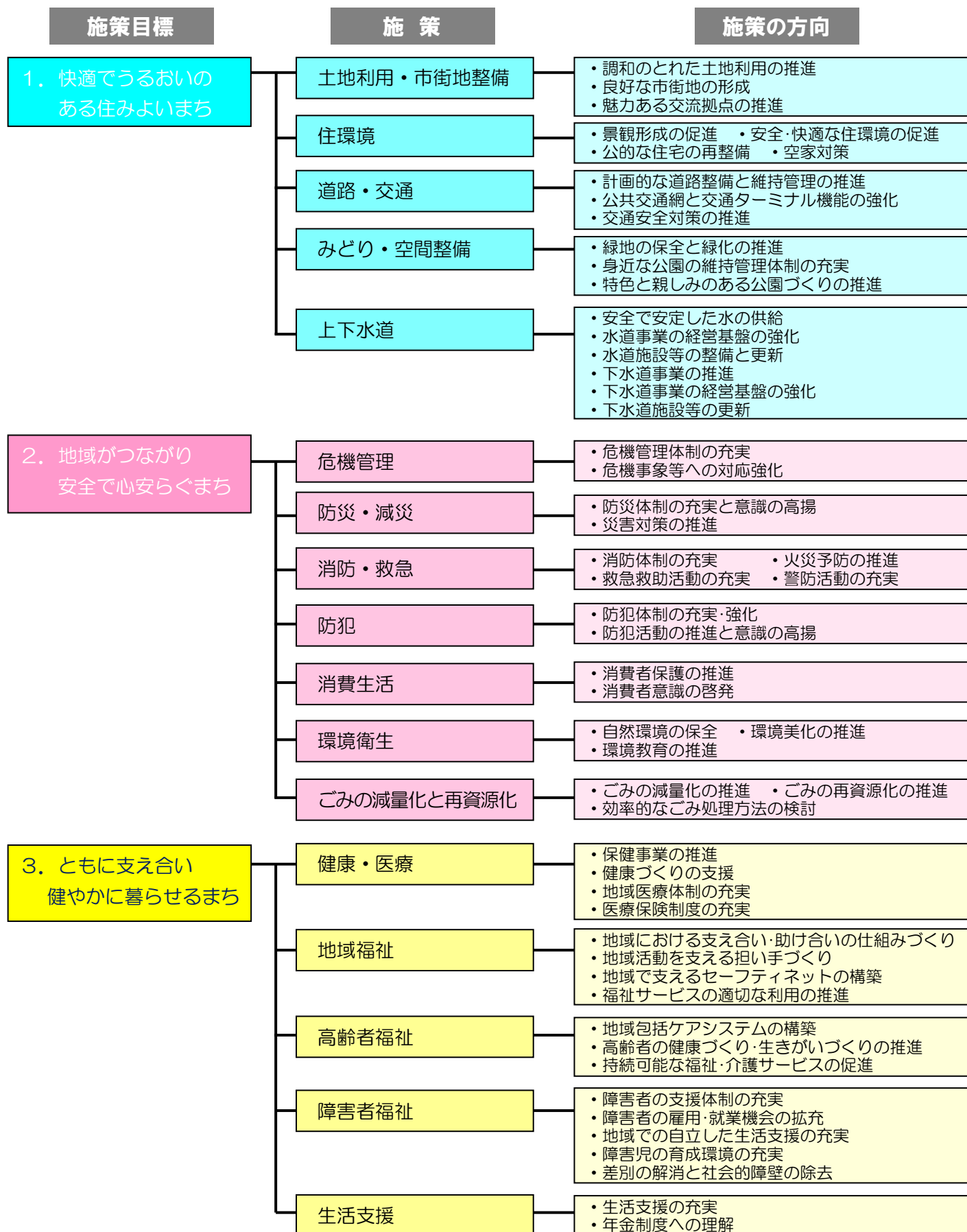
基本計画は、基本構想で掲げるまちの将来像の実現に向けて、重点的に推進する施策の方向性を示すとともに、各分野で取り組む施策のめざす姿や具体的内容を明らかにしたものです。

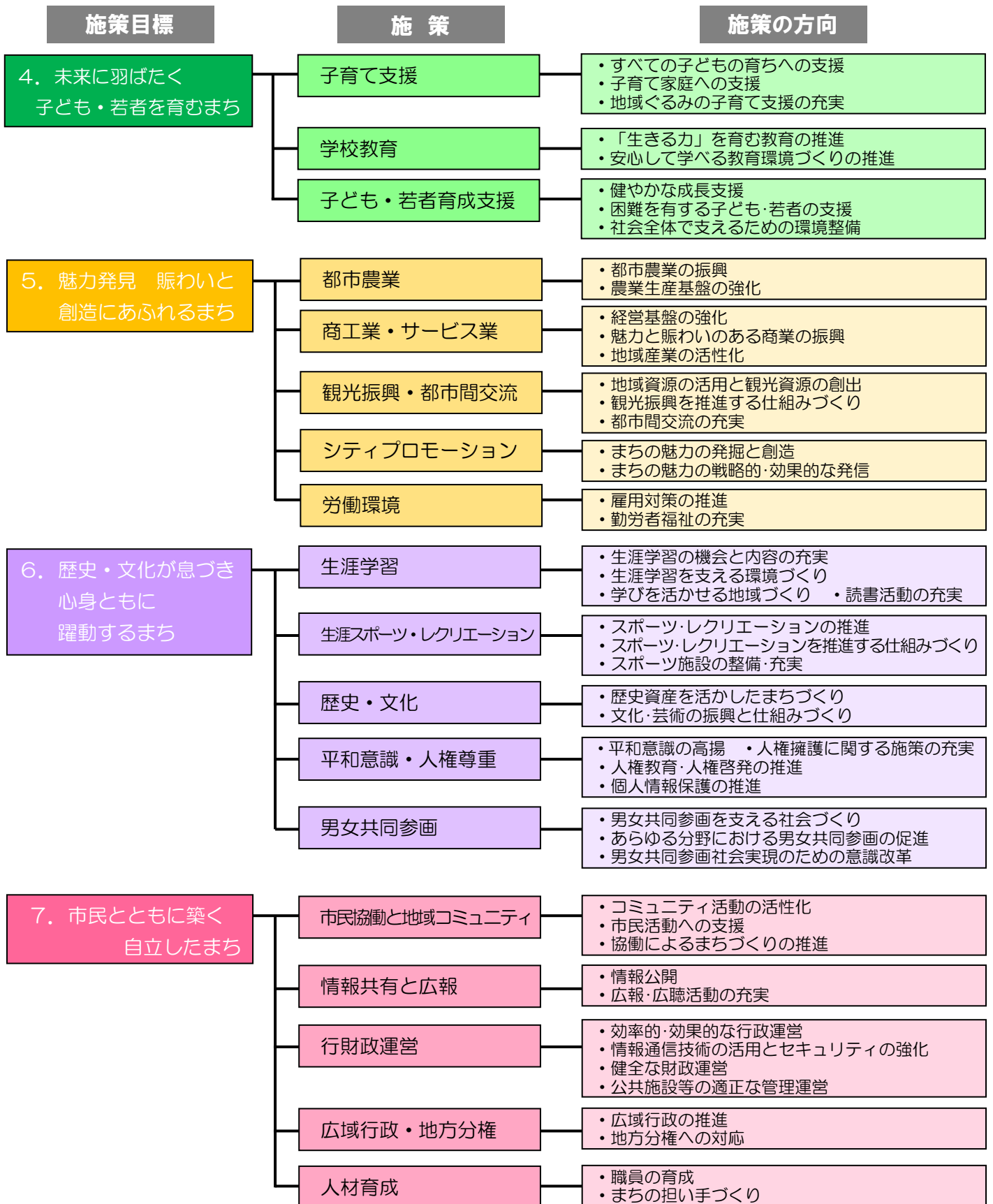
基本計画は、7つの施策目標のもとで、35の施策に分類しています。

## 第2節 基本計画の期間



### 第3節 基本計画の体系





## 基本計画の見方



めざす姿を実現するための、  
施策の方向を示しています。

「施策の方向」と関係する「まちづくり  
の戦略（P.25）」を示しています。

### 施策の方向

#### 調和のとれた土地利用の推進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 市街化区域においては、適切な規模と配置の土地利用を検討し、住宅地や商業地等を位置付けます。地域の特性に十分配慮しながら、全体としてバランスのとれた土地利用を推進します。
- ② 市街化調整区域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、農地や自然環境の維持・保全を前提とした土地利用を図ります。特に、幹線道路沿道の土地利用については、周辺環境に配慮した適正な土地利用を誘導します。

#### 良好な市街地の形成

安全安心

- ① 地区ごとの特性を活かしつつ、自然環境等に配慮した整備を検討します。古市古墳群周辺については、高度地区と景観地区を都市計画に決定し、建築物の高さや形態意匠等の基準を設けたことにより、歴史資産を活かして周辺環境と調和のとれたまちなみ形成を図っていきます。
- ② 地域の実情に合ったきめ細やかなまちづくりを推進するため、地区計画制度などの活用を図ります。
- ③ 密集市街地や住工混在地区などにおいては、用途地域や地区計画制度等の活用、開発・建築制度の適正な運用などにより、良好な市街地の形成を促進します。

#### 魅力ある交流拠点の推進

安全安心

人口減少対策

- ① 古市駅周辺と道の駅しらとりの郷・羽曳野をにぎわい交流拠点として位置付け、来訪者を受け入れるための環境整備や拠点機能の充実・強化を推進することにより、魅力の向上を図ります。
- ② 将来都市構造に位置付けた各拠点については、機能のさらなる充実や、それぞれを結ぶネットワークの強化に向けた整備に取り組みます。

施策に取り組む上で、目標とする指標を示しています。

### 目標指標

#### 古市駅の一乗降客数

現状値(H24)	H32	H37
20,189人	➡ 24,000人	➡ 25,000人

#### 屋外広告物に対する 指導による適正化率

現状値	H32	H37
0%	➡ 35.0%	➡ 100%

### 関連計画

都市計画マスタープラン  
景観計画

施策に関連する本市の計画等の名称を示しています。

現状値と目標値を示しています。  
※現状値は、年次の記載が特にない場合は平成26年度の値を示しています。







## 1. 快適でうるおいのある 住みよいまち

---

- 1 土地利用・市街地整備
- 2 住環境
- 3 道路・交通
- 4 みどり・空間整備
- 5 上下水道

# 1 土地利用・市街地整備

## めざす姿

自然・歴史と共生する良好な住宅都市をめざします。

## 現状と課題

本市では、これまでまちの発展に伴い、道路、公園、下水道などの基盤整備を推進し、良好な住宅地の形成に努めてきました。また、近年では、古市複合館（古市みらい館）や緑と市民の協働ふれあいプラザ（エコプラザはにふ）、古市駅東広場などの公共施設を整備し、市民生活の充実を図ってきました。これらの取り組みにより市街地の整備は一定進みましたが、その一方でまとまりのある市街地の形成や、既存施設の活用と維持、農地・自然環境および歴史資産の保全と活用などが新たな課題となっています。

また、幹線道路沿道では、郊外型の商業サービス施設や流通系施設などの立地により地域住民等の利便性が向上しており、今後はより適切な土地利用への誘導が必要となっています。さらに、古市駅周辺および道の駅しらとりの郷・羽曳野については、多数の来訪者や市民を受け入れる広域的な交流の拠点として、さらなる機能の充実や新たな魅力づくりが求められています。



古市駅東広場

## 施策の方向

### 調和のとれた土地利用の推進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 市街化区域においては、適切な規模と配置の土地利用を検討し、住宅地や商業地等を位置付けます。地域の特性に十分配慮しながら、全体としてバランスのとれた土地利用を推進します。
- ② 市街化調整区域においては、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、農地や自然環境の維持・保全を前提とした土地利用を図ります。特に、幹線道路沿道の土地利用については、周辺環境に配慮した適正な土地利用を誘導します。

### 良好な市街地の形成

安全安心

- ① 地区ごとの特性を活かしつつ、自然環境等に配慮した整備を検討します。古市古墳群周辺については、高度地区と景観地区を都市計画に決定し、建築物の高さや形態意匠等の基準を設けたことにより、歴史資産を活かして周辺環境と調和のとれたまちなみ形成を図っていきます。
- ② 地域の実情に合ったきめ細やかなまちづくりを推進するため、地区計画制度などの活用を図ります。
- ③ 密集市街地や住工混在地区などにおいては、用途地域や地区計画制度等の活用、開発・建築制度の適正な運用などにより、良好な市街地の形成を促進します。

### 魅力ある交流拠点の推進

安全安心

人口減少対策

- ① 古市駅周辺と道の駅しらとりの郷・羽曳野をにぎわい交流拠点として位置付け、来訪者を受け入れるための環境整備や拠点機能の充実・強化を推進することにより、魅力の向上を図ります。
- ② 将来都市構造に位置付けた各拠点については、機能のさらなる充実や、それぞれを結ぶネットワークの強化に向けた整備に取り組みます。

## 目標指標

### 古市駅の一日乗降客数

現状値(H24)	H32	H37
20,189人	➡ 24,000人	➡ 25,000人

### 屋外広告物に対する 指導による適正化率

現状値	H32	H37
0%	➡ 35.0%	➡ 100%

## 関連計画

都市計画マスタープラン  
景観計画

## 2 住環境

### めざす姿

市民が安心して住み続けられる魅力あるまちをめざします。

### 現状と課題

本市には、古市古墳群や歴史街道などの風格ある歴史資産、中山間地域や河川における豊かな自然があり、それらに囲まれるように住宅市街地が形成されています。本市特有の景観資源を活用した良好な景観の形成維持による、羽曳野らしい景観づくりの推進が必要となっています。

一方、高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、住宅に対する市民のニーズは、バリアフリー化や耐震化など、住宅の質の向上へと変化しており、このようなニーズの変化に柔軟に対応できる住宅の供給が求められています。老朽化が進む市営住宅についても、既存の住宅ストックをできるだけ活用しながら、耐震補強および設備改善工事を計画的に進めていく必要があります。

さらに、人口減少に伴う空家の増加が、防災・衛生・景観の点で地域住民の生活環境に深刻な影響を与えていることが、全国的な社会問題となっています。本市における平成25年度時点の空家率は14%となっており、今後、空家の適切な管理を促進し、市民の安全を確保するとともに、空家の有効な活用を図ることで地域の活性化にもつなげていく取り組みが求められています。



耐震・改善工事後の市営住宅

## 施策の方向

### 景観形成の促進

資源活用

- ① 市民、事業者、専門家等とともに、景観計画を軸とした良好な景観の形成に努めます。世界文化遺産登録をめざす古市古墳群の周辺においては、羽曳野らしい歴史を感じられる景観について適切な保全を行うなど、市民が誇りと愛着を持ち、人々を引きつける魅力をもった美しい景観の保全と活用に取り組み、将来世代へと引き継いでいきます。

### 安全・快適な住環境の促進

安全安心

- ① 市民が安心して安全に暮らせるよう、建築物の耐震診断や耐震補強、バリアフリー化を促進し、だれもが安心して快適に生活できる住環境の確保に取り組みます。

### 公的な住宅の再整備

安全安心

- ① 市営住宅においては、市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震性の確保、老朽した住宅設備の改善および高齢者・障害者等のための施設改善などを計画的に推進し、持続可能なストック形成として新しい住宅団地再生の実現をめざします。
- ② 大阪府営古市住宅の建替え事業については、若年世帯向け住宅、高齢者・福祉向け住宅など多種多様な居住ニーズに対応した公的住宅の充実を図っていくよう大阪府へ働きかけます。

### 空家対策

安全安心

- ① 市内の空家についての実態調査を実施し、現状を把握します。その結果を基に空家等対策計画の策定に取り組み、市民の安全確保と生活環境の保全を図るとともに、あわせて空家等の活用を促進することで、地域の活性化をめざします。

## 目標指標

市営住宅耐震化率			空家数*		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
41.0%	➡ 56.0%	➡ 64.0%	2,650戸	➡ 2,990戸	➡ 3,310戸

\* 国の成果指標の設定を参考に、予測値（H30：3,471戸、H35：4,512戸）を下回る目標設定とした。

## 関連計画

景観計画

建築物耐震改修促進計画

市営住宅等長寿命化計画

## 3 道路・交通

### めざす姿

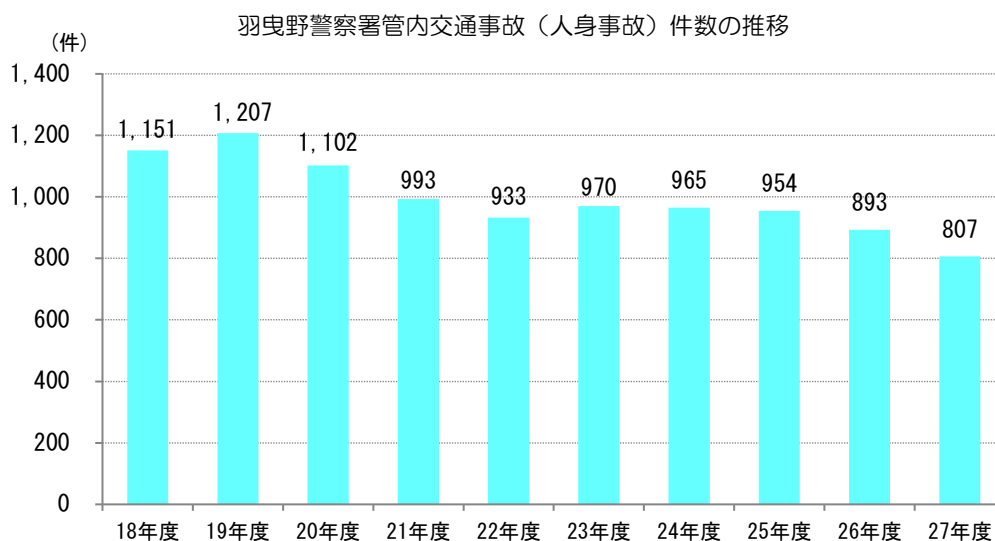
安全で快適な道路環境が確保され、  
公共交通の利便性の向上が図られているまちをめざします。

### 現状と課題

本市の道路ネットワークの状況を見ると、南阪奈道路や国道 170 号等により、周辺都市とつながる広域幹線道路網の整備が進みつつある一方、市内を連絡する補助幹線道路や、身近な生活道路については、利便性のさらなる向上のための整備改良が求められているところです。

また、本市の道路施設は高度経済成長期に建設されたものが多く、施設の耐用年限を考えると事故が発生するリスクが年々高まる中で、修繕時期が一時期に集中することが懸念されており、老朽化した施設の維持管理・修繕をいかに計画的に実施していくかが重要な課題となっています。そのため、舗装や橋などの道路ストックの総点検を実施しました。今後は、点検結果に基づき施設の長寿命化を図りながら、補修を適切に行っていかなければなりません。

市内の交通事故発生件数は減少傾向にあります。さらに件数を減らすには交通安全施設の整備とともに、自転車の安全な利用についての指導・啓発、交通安全意識やマナー向上などについての啓発活動、法改正等についての周知も必要です。また、危険箇所等の調査・補修や清掃など、適切な維持管理と並行して、カーブミラーや防護柵、区画線等の交通安全対策や歩道のバリアフリー化の推進など、だれもが安心して通行できる交通環境の整備が求められています。



※藤井寺市分を含む。



## 施策の方向

### 計画的な道路整備と維持管理の推進

資源活用

安全安心

- ① 市民の生活利便性の向上と、より安全な交通環境の確保に向けて、府道郡戸大堀線をはじめとする幹線道路については、大阪府等とも連携しながら整備を促進します。また、生活道路についても、計画的な整備を推進します。
- ② 道路施設の安全性の向上と橋梁の長寿命化を図るため、道路ストック市内総点検の結果に基づく道路維持補修を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に沿った修繕工事を順次実施します。
- ③ 竹内街道や東高野街道などの歴史的な街道については、古市古墳群への来訪者に対応するため、案内の充実や安全確保などの環境整備に努めます。

### 公共交通網と交通ターミナル機能の強化

安全安心

- ① 鉄道駅と市内施設をつなぐ鉄道・バス路線のネットワークについては、公共施設循環バスの円滑な運行に取り組むとともに、関係機関との協力・連携により、公共交通機関の利便性の向上に努めます。
- ② 主要駅の周辺においては、駅前広場やアクセス道路の整備、バリアフリー化などの取り組みを進め、拠点機能の強化と充実を図ります。

### 交通安全対策の推進

安全安心

- ① 市民一人ひとりに対する交通安全への意識高揚のため、関係機関・各種団体・地域と連携した啓発活動に取り組みます。
- ② 平成27年1月に策定しました通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携しながら、通学路の安全確保にかかる取り組みを推進します。
- ③ 市民の要望や調査に基づき、老朽や危険箇所に対する整備を実施し、安全な道路交通を確保します。

## 目標指標

駅周辺における 放置自転車撤去数			長寿命化修繕計画に基づく 橋梁修繕数（累計）		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
837台	➡ 540台	➡ 300台	2橋	➡ 22橋	➡ 42橋

## 関連計画

バリアフリー基本構想／橋梁長寿命化修繕計画  
舗装維持管理計画／通学路交通安全プログラム

## 4 みどり・空間整備

### めざす姿

市民に憩いと安らぎを与える、みどり豊かなまちをめざします。

### 現状と課題

本市には、応神天皇陵古墳をはじめとする大小数多くの古墳、史跡、寺社などが存在しており、石川や飛鳥川などの水辺空間や金剛・生駒の山なみをはじめ、農地、樹林地など貴重な自然が残されています。一方で、住宅開発などにより市街地周辺の緑地は減少しており、身近にみどりを感じられる公園の整備が求められていました。そのため近年、峰塚公園や駒ヶ谷駅西側公園などの整備を推進し、市民の憩いと交流の場の確保に努めています。

しかし、市民1人当たりの都市公園等の面積は府内の平均を依然下回っており、今後も公園の整備と緑地の保全が必要となっています。

また、地域の拠点となる公園については、スポーツ・レクリエーションの場としての機能とともに、防災機能や避難地としての活用、景観形成等についての機能の充実などが求められています。

さらに、地域住民が利用しやすい公園施設の改善や、公園の維持管理等に幅広く参加できる仕組みづくりも課題となっています。



駒ヶ谷駅西側公園



緑の少年団



## 施策の方向

### 緑地の保全と緑化の推進

資源活用

- ① 農地、山林、水辺などの自然環境を適切に保全するとともに、市民のレクリエーションの場としての活用方策を検討します。
- ② 民有地、民間施設の緑化促進についての普及啓発に取り組むとともに、道路、公園などの公共施設においては、より地域に親しまれるよう、花とみどりであふれ、植物の育成などが楽しめる環境整備を推進します。
- ③ 特に、市街地における緑地の保全と緑化の促進により、みどりを身近に感じることができ環境づくりに努めます。

### 身近な公園の維持管理体制の充実

安全安心

- ① 地域の利用者にとって利用しやすく、愛着を持てるような公園整備を図るため、地域と協働して、ニーズに沿った公園づくりを推進する体制の充実を図ります。
- ② 長く使える公園をめざし、各種団体や地域と連携しながら、アドプト事業の活用などによる適切な維持管理と公園の利用モラルの育成を図るとともに、施設の維持管理を計画的に実施します。

### 特色と親しみのある公園づくりの推進

安全安心

- ① 峰塚公園や駒ヶ谷駅西側公園などの、地域における憩いと交流の拠点について、さらなる機能の充実と魅力の増進を図ります。また、地域の身近な公園についても、利用者のニーズに沿った公園づくりに努めます。
- ② 高齢者や障害者を含むさまざまな市民にとって利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化を推進します。

## 目標指標

### 1人あたりの都市公園面積

現状値	H32	H37
4.2㎡	➡ 5.0㎡	➡ 6.0㎡

### 公園・緑地の充実と緑化の推進に満足している市民の割合

現状値	H32	H37
21.0%	➡ 25.0%	➡ 30.0%

## 関連計画

緑の基本計画

## 5 上下水道

### めざす姿

安心、安全な水道水が安定的に供給されるとともに、  
集中豪雨などの自然災害に強く、市民が安全で  
快適に生活できるまちをめざします。

### 現状と課題

上水道については、総延長 450km に及び送配水管をはじめ、市が所有する多くの水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新と耐震化が大きな課題となっています。一方で、今後予測される人口減少が、給水収益が主な財源である水道事業に大きな影響を及ぼすものと懸念されています。

そのため今後は、長期的展望に立った収支見通しをたて、限られた財源の中で効率的かつ計画的な更新および耐震化を実施していくことが求められています。

下水道については、これまでの整備の取り組みにより、平成 26 年度末には下水道管総延長 326km、下水道普及率は 81.6% に達しました。

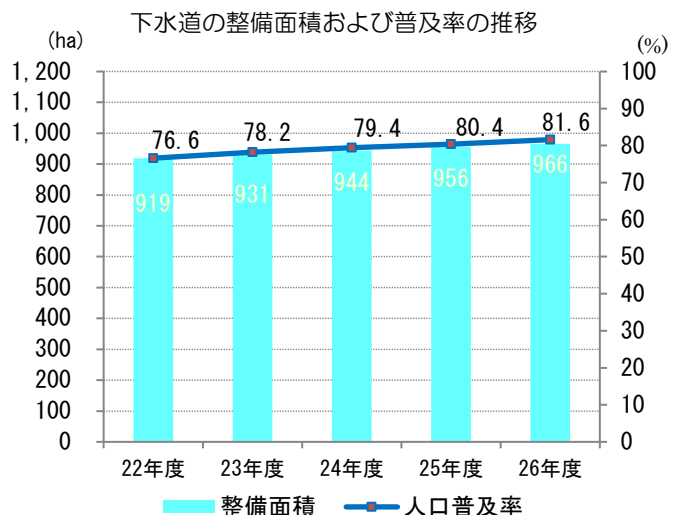
今後も、衛生的で快適な生活環境の確保のため、さらなる整備の推進が求められています。

また、近年多発している短時間集中豪雨等による浸水被害に備えて、雨水事業を計画的かつ効果的に進めていかなければなりません。

さらに、年々増加する老朽管等下水道施設の更新については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を順次進めているところです。人口減少をはじめとする社会情勢の急激な変化に対応し、将来にわたり安定したサービスの提供が行えるよう、さらなる経営の健全化に努める必要があります。



“羽曳野の美味しい水 ～石川の清流～”



## 施策の方向

### 安全で安定した水の供給

安全安心

- ① 安全でおいしい水を供給するため、水源監視や貯水槽水道の設置者への指導強化により、水源から給水栓まで一貫した水道管理を徹底します。

### 水道事業の経営基盤の強化

- ① 長期にわたる収支計画の随時見直しを行い、費用が収益に比べて過大とならない経営を図ります。
- ② 使用水量の減少に伴う減収傾向が続いているため、経費の節減や施設規模の縮小等、運営方法を検討します。

### 水道施設等の整備と更新

安全安心

- ① 安定給水の向上を目指し、地震などの災害時にも被害を最小限に抑えるため、基幹施設や管路の耐震化を進めるとともに、漏水防止事業を強化します。

### 下水道事業の推進

安全安心

- ① 汚水事業については、整備年次計画に基づき効率的に整備区域を拡大するとともに、水洗化の普及促進に取組み、事業効果を高めます。
- ② 雨水事業については、水路網の再構築と機能強化を図り、既存施設を有効利用した効果的な浸水対策を推進します。

### 下水道事業の経営基盤の強化

- ① 経営健全化の取り組みとして、経費の削減と収入の確保を図りながら、効果的な整備及び効率的な管理運営を推進し、受益者負担金や下水道使用料水準のあり方についても検討するとともに、地方公営企業法の適用により財政状況の透明性を向上させます。
- ② 未接続家庭への啓発等による水洗化の促進に努め、下水道使用料の増収を図ります。

### 下水道施設等の更新

安全安心

- ① 将来にわたる安定したサービスの提供を確保するため、施設の適正な維持管理とともに老朽化対策に取り組み、下水道ストックマネジメントおよび長寿命化計画に基づく効率的な改築・修繕を実施します。
- ② 地震発生時の被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化に取り組みます。

## 目標指標

### 送配水管の耐震化率

現状値	H32	H37
22.5%	33.0%	39.0%

### 下水道人口普及率

現状値	H32	H37
81.6%	83.5%	86.0%

## 関連計画

水道整備基本計画

流域関連公共下水道事業計画





## 2. 地域がつながり 安全で心安らぐまち

---

- 1 危機管理
- 2 防災・減災
- 3 消防・救急
- 4 防犯
- 5 消費生活
- 6 環境衛生
- 7 ごみの減量化と再資源化

# 1 危機管理

## めざす姿

危機事象への体制が構築され、  
市民の生命と財産が守られている安全なまちをめざします。

## 現状と課題

近年、全国的に凶悪事件や子どもに対する犯罪、伝染性疾患の発生など、予測困難なさまざまな危機事象がニュースとなり、市民の不安が高まっています。

また、国民保護法が想定する武力攻撃事態や無差別テロによる緊急処理事態など、重大な危機事象への備えも必要となっています。

本市では、Jアラートの導入や移動系防災行政無線のデジタル化などにより、危機事象発生時の連絡体制の強化を図ってきました。今後とも日頃から市民に対して啓発を行い、発生時には迅速に市民に周知し、避難を促す必要があります。また、市民が安心して暮らし続けるために、組織的かつ的確に対応できる危機管理体制の確立とともに、危機事象の発生規模や被害の状況に応じた円滑な救護と迅速な復旧活動に向け、国や大阪府および関係機関とのさらなる連携の強化が求められています。



消防本部指令室

## 施策の方向

### 危機管理体制の充実

安全安心

- ① 世界各国で多発するテロや武力攻撃事態等に備えて、国、大阪府等と連携のもと、国民保護法や本市国民保護計画に基づき対策を行います。また、感染症や凶悪犯罪、重大事故など今後起こりうるさまざまな危機事象に対して、被害を防止・軽減し、市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に取り組みます。
- ② 市民の危機管理意識の向上を図るため、市民に対する啓発と情報の提供を行います。また、危機事象が発生した場合に備えた各種訓練の実施や危機管理対応指針により、各部局が実施する危機管理対策の充実を図るなど、危機管理体制を整備します。

### 危機事象等への対応強化

安全安心

- ① 本市国民保護計画に基づき、庁内危機管理体制の充実・強化を図るとともに、国、大阪府、近隣自治体や地域との連携・協力体制を充実します。
- ② 関係機関との連携強化や、他の自治体等との情報の共有化などにより、さまざまな危機事象に対して機敏に対応するとともに、市民に対して正確な情報を的確に提供することにより、被害の発生や拡大を防止します。
- ③ 危機事象が発生した際に的確な緊急対応ができるよう、市職員の危機管理意識と対応能力の向上を図ります。

## 目標指標

### 危機管理対策に満足している市民の割合

現状値	H32	H37
7.0%	8.5%	10.0%

### 職員向け危機管理研修実施回数（累計）

現状値	H32	H37
0回	5回	10回

## 関連計画

国民保護計画

危機管理対応指針

新型インフルエンザ等対策行動計画



## 2 防災・減災

### めざす姿

市民の防災・減災への意識が高く、災害に強いまちをめざします。

### 現状と課題

日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生や、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表などにより、防災に対する市民の関心が高まる中、今後も、行政・消防・自主防災組織等の関係機関が一体となり、防災体制や機能の強化を図るなど、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。とりわけ、近年の災害においては、全国で行政や関係機関だけでは担いきれないほどの大規模な地震や浸水災害等が発生している現状を踏まえ、本市のさまざまな特性を考慮に入れた対策と備えを、平時より準備しておく必要があります。

本市では、他の自治体と連携した広域的な防災体制を構築するとともに、市内各地域では自主防災組織の結成・育成などを進めています。今後は、被災時の復旧について、民間企業との応援協定の締結に積極的に取り組むとともに、市民の防災・減災に対する意識をさらに高めていくため、防災訓練や情報提供、啓発活動などを推進し、自助・共助・公助の活動が効果的になされるような防災・減災体制の構築が求められています。



総合防災フェア



## 施策の方向

### 防災体制の充実と意識の高揚

安全安心

- ① 南海トラフ巨大地震をはじめ、今後起こりうる災害に対応するため、関係機関、関係団体、地域、企業などとの連携を強化し、防災・減災体制の充実に取り組みます。
- ② 大規模災害時に迅速な救助活動が行えるよう、行政間および民間との連携を強化し、協定の締結等による応援体制の充実を図ります。
- ③ 消防団の体制や装備の充実、自主防災組織の結成支援・育成に努めるとともに、市民一人ひとりの防災・減災意識の高揚を図るため、地区ごとの防災訓練への支援や、防災講演会の開催、学校における防災教育を実施します。また、的確な災害情報の提供など市民に有益な情報の発信に努めます。

### 災害対策の推進

安全安心

- ① 災害に強いまちの形成に向けて、災害時の基地となる市役所などの公共施設の耐震化や、避難所の拡充および環境整備を計画的に推進します。また、既存の民間建築物についても耐震診断・耐震改修を促進するとともに、上下水道などのライフラインの耐震化や発災後の応急的な復旧・復興対策に取り組みます。
- ② 広域防災活動拠点へのアクセス道路として位置付けられている都市計画道路八尾富田林線の早期整備を促進するとともに、市内における緊急輸送や避難に資する道路の整備に取り組みます。
- ③ 災害時の活動拠点や避難場所となる公園・広場、備蓄基地などを整備するとともに、災害時に備えて災害用備蓄食料・備蓄物資の充実を図ります。
- ④ 災害時要援護者の避難所における装備品の拡充を行うとともに、災害時に単独で行動ができない要援護者の避難にかかる支援体制の充実を図ります。

## 目標指標

### 非常時持ち出し品や災害時の備蓄品を準備している市民の割合

現状値	H32	H37
—	30.0%	60.0%

### 自主防災組織編成率

現状値	H32	H37
34.0%	55.0%	65.0%

## 関連計画

地域防災計画  
危機管理対応指針

# 3 消防・救急

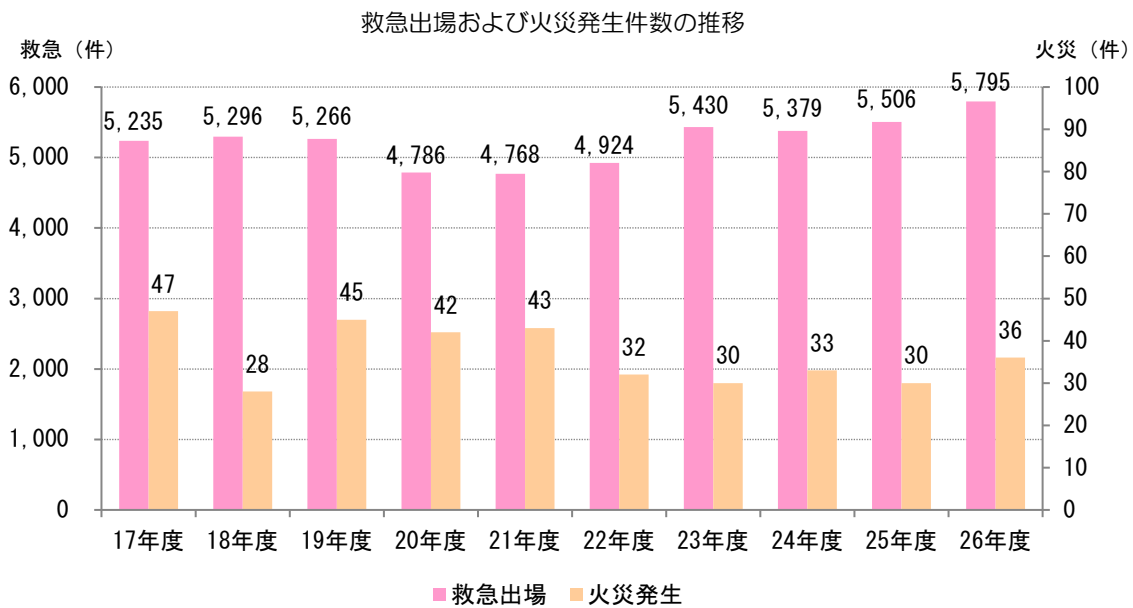
## めざす姿

緊急事案への対応力が充実し、  
市民の安全が確保されたまちをめざします。

## 現状と課題

本市は、柏原市、藤井寺市とともに広域的な消防組合を組織し、地域との連携のもと、火災の予防、消火や救急救助などによる市民の安全確保に取り組んでいます。しかし、近年では、建築物の高層化や住宅構造の複雑化などに伴い、火災等の災害は多様化・大規模化する傾向にあります。また、高齢化による救急出場件数の増加などに対応できる総合的な消防力の充実・強化が求められています。

非常備消防としては、消防団が組織されており、地域での消防活動や防火活動等を通じた地域住民の安心・安全な生活の確保に取り組んできました。しかしながら近年、担い手の不足により団員の確保が困難となっています。また、消防団・自主防災組織を中心とする地域ぐるみの消防・防災体制の確立とともに、火災予防の啓発や自動体外式除細動器（AED）の普及など、市民一人ひとりの意識の高揚と知識の習得が課題となっています。



## 施策の方向

### 消防体制の充実

安全安心

- ① 近年の大震災の教訓等を踏まえ、大規模災害に備えるとともに、消火・救急・救命活動について、引き続き総合的な質の向上に努めます。
- ② 教育訓練の実施や、火災の件数や被害を減少させるための啓発および情報提供に取り組むとともに、関係機関と連携して放火されないまちづくりをめざします。

### 火災予防の推進

安全安心

- ① 火災発生件数の減少および被害の低減を図るため、関係機関と連携した自主防災訓練を積極的に行うとともに、住宅用火災警報器の設置の促進や、事業所に対する防火・防災管理の指導を実施します。

### 救急救助活動の充実

安全安心

- ① 救急体制については、救助隊員の資質向上を図るための高度な教育訓練はもとより、救急救命士が行う気管内挿管・薬剤投与をはじめ、処置の範囲が広がる中での専門教育を積極的に実施し、質の高い救急活動により、救命率の向上をめざします。

### 警防活動の充実

安全安心

- ① 水槽付き消防ポンプ自動車の小型化や、火災発生場所への到着時間の短縮および直近部署による早期放水体制を確立することにより、火災による被害の軽減を図るとともに、さまざまな災害に対応できるよう、高度な訓練による技術の習得を促進するなど、警防・救助技術のさらなる向上を図ります。

## 目標指標

### 火災件数

現状値	H32	H37
36件	➡ 29件	➡ 26件

### 普通救命講習受講者数

現状値	H32	H37
1,140人	➡ 1,200人	➡ 1,250人

## 4 防犯

### めざす姿

犯罪が少なく、安全で住みよいまちをめざします。

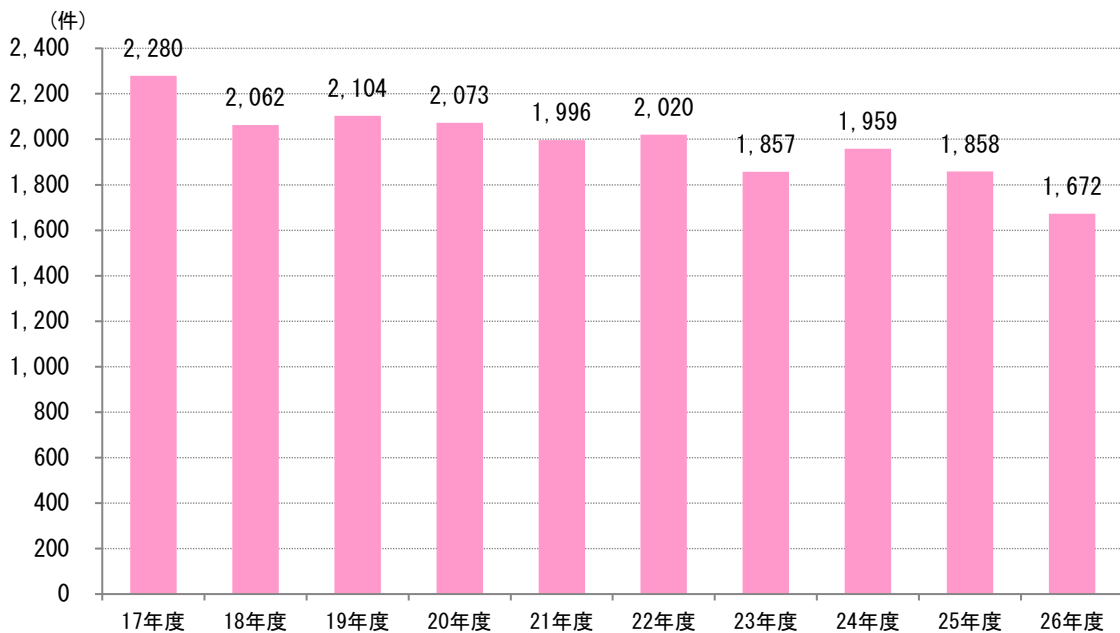
### 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発し、サイバー犯罪や振り込め詐欺など、社会情勢の変化に伴う犯罪の多様化が進む中で、日常生活における安全の確保が大きな課題となっています。とりわけ、児童や生徒が巻き込まれる犯罪については、学校、地域、保護者等と連携しながら、子どもたちの安全を守る取り組みを推進していく必要があります。

本市では、警察や防犯協議会などと連携して、犯罪情報の提供や防犯意識の普及啓発を行っています。また、地域においては、登下校中の児童の安全見守り活動をはじめ、自治会や企業、市民団体などによる防犯パトロールや青少年に対する指導・助言など、自主的な防犯活動が行われています。

今後も関係機関や地域との連携をさらに強化して情報の共有を図るとともに、地域のコミュニティの結びつきをより強固にすることによって、まちぐるみで犯罪を防ぐ地域防犯力を向上させ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の促進へとつなげていくことが求められています。

刑法犯認知件数の推移



## 施策の方向

### 防犯体制の充実・強化

安全安心

- ① 自治会等の自主的な防犯活動を支援します。また、市としての総合的な防犯体制の整備に取り組むとともに、関係機関・地域との連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。
- ② 青色回転灯パトロールや防犯パトロールを実施するなど、平常時の防犯体制の強化を図ります。

### 防犯活動の推進と意識の高揚

安全安心

- ① 自治会が管理する防犯灯の設置と維持管理について適切な支援を行うとともに、公共施設の表示板等の照明の設置や、家庭の門灯や玄関灯の点灯を奨励し、夜間に暗がりの少ないまちづくりに取り組みます。
- ② 犯罪の抑止および発生後の早期解決を図るため、防犯カメラの設置について、プライバシーの保護に留意しつつ積極的に推進します。
- ③ 防犯協議会や安全なまちづくり推進協議会などとの連携により、さまざまな啓発活動を実施し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ④ 地域や個人の自主的な防犯活動を促進するとともに、鍵破りや窓破りなどに対する住宅の防犯対策の普及を図ります。

## 目標指標

### 刑法犯認知件数

現状値	H32	H37
1,672件	➡ 1,000件	➡ 900件

### 防犯カメラ設置台数（累計）

現状値	H32	H37
61台	➡ 150台	➡ 225台

## 5 消費生活

### めざす姿

市民が安心して消費生活を行えるまちをめざします。

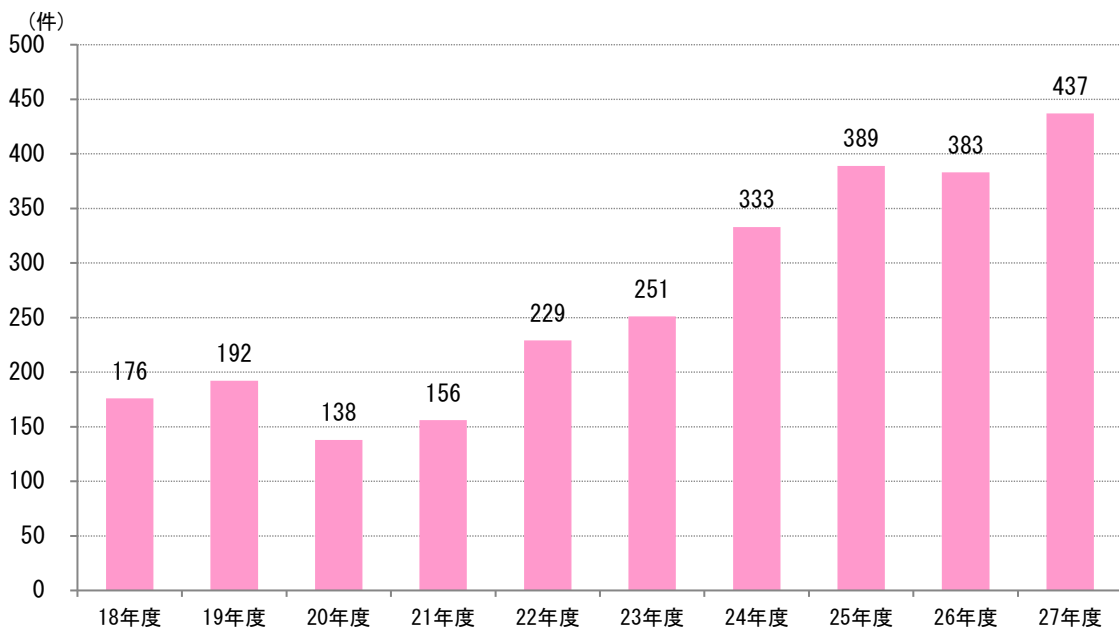
### 現状と課題

消費生活問題に関しては、消費者ニーズの多様化に伴い、インターネット等を利用した通信販売の普及をはじめ、商品の販売方法も多様化しています。また、販売形態の複雑化等により、特に高齢者からの相談件数の割合が増加しています。

さらに、食品の偽装表示や不正表示、訪問販売等による悪質商法、クレジット決済や多重債務などによる消費者被害も多発しており、被害にあわないための情報提供や意識啓発とともに、被害にあった場合の対応が求められています。

本市では、消費者被害やトラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する情報提供や研修会などを開催し、消費者意識の啓発を推進するとともに、消費生活相談員を配置し、消費者被害の救済に努めています。しかし、相談内容は、年々複雑化・多様化してきており、より適切かつ迅速な対応を図るための相談体制の充実が必要となっています。

消費生活相談件数の推移



## 施策の方向

### 消費者保護の推進

安全安心

- ① 消費者被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら、より迅速で適切に対応できる相談体制の充実を図ります。
- ② 市内食料品店への正しい計量器の使用等による量目制度の浸透を推進し、消費者利益の擁護及び増進を図ります。

### 消費者意識の啓発

安全安心

- ① 市民が消費者被害にあわないよう、広報やウェブサイトにおける情報提供や啓発活動を推進します。
- ② 消費者団体連絡協議会やくらしのナビゲーターなど関係団体・関係機関との連携により、地域の研修会における啓発活動や消費者教育を促進し、地域における活動の担い手育成に取り組みます。

## 目標指標

### 消費者意識の啓発に係る 出前講座の実施回数

現状値	H32	H37
5回	➡ 10回	➡ 15回

### 量目調査における正量率

現状値(H27)	H32	H37
97.9%	➡ 98.0%	➡ 98.0%



出前講座の様子



## 6 環境衛生

### めざす姿

美しい自然環境が保全され、  
市民が快適に暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

美しい自然環境を守り育てるため、地域や関係団体等と連携した清掃活動などによる美化活動を実施しています。今後も地域環境の保全のため、継続的な活動の実施と次代への継承が求められています。

また、地球温暖化防止に寄与するクリーンなエネルギー源をはじめ、資源循環型社会の構築を実現する再生可能エネルギーの導入・推進についても、市民や企業と共通の理解・認識のもと、環境対策として取り組む必要があります。

本市では環境美化条例に基づき、良好な環境の保全・美化に取り組んでいます。今後は、地球規模で進行する温暖化や大気汚染等の環境問題にも対応できるよう、環境対策を推進していかなければなりません。



石川クリーン作戦



## 施策の方向

### 自然環境の保全

安全安心

- ① 地球温暖化の防止に向けて、省エネルギーの推進や新たなエネルギー資源の活用についての普及・啓発などにより、温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ② 公害の発生を防止するため、関係機関との連携強化により、大気汚染、騒音、水質汚濁などの公害の監視体制を継続的に実施します。

### 環境美化の推進

- ① 環境美化意識の高揚を図るため、市民や企業が参画する美化活動を推進します。

### 環境教育の推進

- ① 市民一人ひとりが環境問題について関心を高め、環境の保全や美化に係る活動への参画を促進するため、関係機関と連携しながら環境教育に取り組みます。

## 目標指標

### 市民からの公害苦情解決率

現状値	H32	H37
87.0%	➡ 90.0%	➡ 90.0%

### 環境保全・美化活動の推進に満足している市民の割合

現状値	H32	H37
20.5%	➡ 25.0%	➡ 30.0%

## 関連計画

生活排水処理基本計画

生活排水対策推進計画



電気自動車の急速充電設備(道の駅しらとりの郷・羽曳野)

# 7 ごみの減量化と再資源化

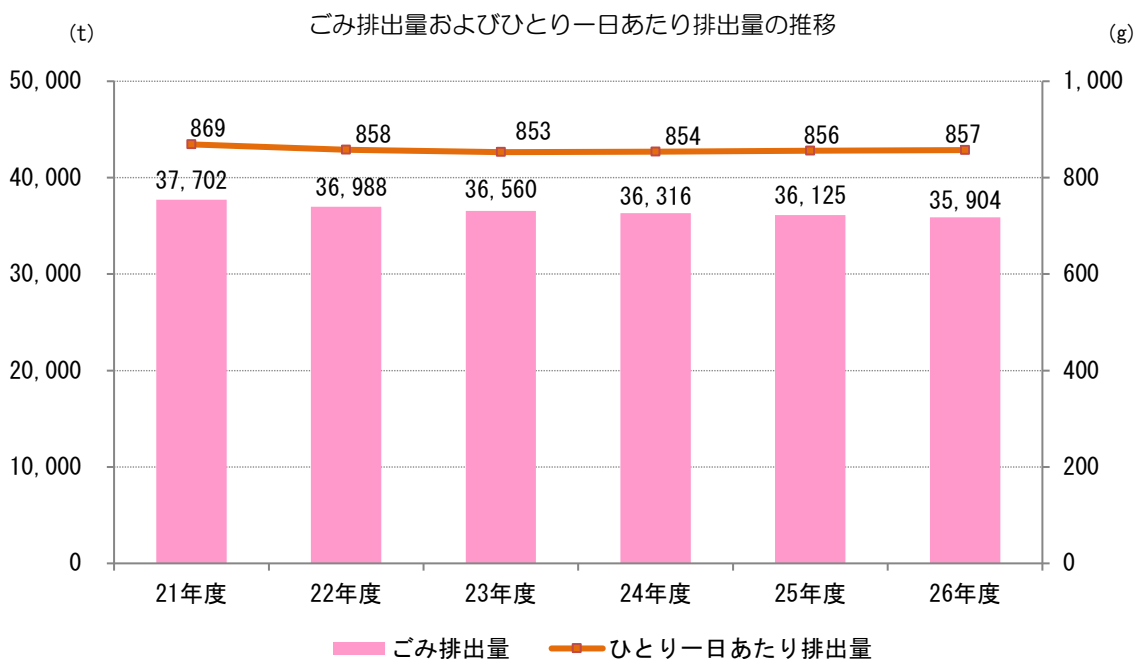
## めざす姿

ごみが適正に処理され、  
資源が循環する仕組みが構築されているまちをめざします。

## 現状と課題

資源循環型社会の形成に向けて、本市では、市内各所にペットボトル回収ボックスを設置し、リサイクル活動を推進しています。今後も排出された廃棄物をいかに処理するかという従来の方向に加え、市民・事業者と一体となってリサイクル意識の高揚を図る取り組みが必要とされています。

また、柏原羽曳野藤井寺環境事業組合によるごみ処理施設の管理運営も行っています。本市のごみ排出量は、以前と比較して減少傾向にありますが、最終処分場施設の処理能力や安定的な稼働の継続を鑑み、今後もより一層の排出量の削減を行うとともに、効率的な運営に向けたあり方の検討が新たな課題の一つとなっています。



## 施策の方向

### ごみの減量化の推進

- ① ごみ減量化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となり、減量化を推進します。
- ② マイバッグの普及啓発や生ごみ処理機の購入など、日常生活において減量化が図れる取り組みに対する支援を行います。

### ごみの再資源化の推進

- ① 分別収集の徹底とごみの再資源化を進めるため、市民・事業者の協力のもと、リサイクル意識の高揚に努めます。
- ② 廃プラスチックのリサイクルのため、ペットボトルの回収に取り組みます。

### 効率的なごみ処理方法の検討

- ① ごみ処理施設については、広域連携のもと、さらに効果的・効率的な処理を検討するとともに、環境に配慮した適正な処理に努めます。
- ② 現在の最終処分場をできる限り長期間有効に利用するとともに、環境保全に留意しながら、適切な周辺環境整備等を含めた最終処分のあり方について検討します。

## 目標指標

市民ひとり一日あたりの 家庭系可燃ごみの排出量			資源化率		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
574g	➡ 553g	➡ 540g	10.3%	➡ 11.0%	➡ 11.5%

## 関連計画

一般廃棄物処理基本計画





### 3. とともに支え合い 健やかに暮らせるまち

---

- 1 健康・医療
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 生活支援

# 1 健康・医療

## めざす姿

いつでも安心して医療を受けることができ、  
いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

## 現状と課題

生活環境の改善や医学の進歩などにより、平均寿命が延びる一方、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、がん・糖尿病・脳卒中などの生活習慣病が増加しています。平成22年度の国勢調査等を基にしたデータによると、本市は平均寿命・健康寿命ともに全国平均を下回っています。

今後さらに少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上をめざしていくためには、市民一人ひとりが主体となって身体やこころの健康づくりを進めていくことが大切です。加えて、家庭・地域・職場などの社会環境が、一体となってその健康づくりを支援していくことが必要となっています。

いつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、関係団体・機関等と連携をしながら地域医療の充実を図っていかねばなりません。

食生活については、朝食の欠食や不規則な食事、栄養バランスの偏りなどが課題となっており、健全な食生活の実践に向けた食育の取り組みが求められています。

また、こころの健康では、病気や経済的な状況などを背景に自殺する方が多い現状に対して、相談支援機関の連携や、地域レベルでの自殺対策への取り組みが課題となっています。

さらには、妊娠から出産・育児にわたる各段階におけるニーズについて、切れ目のない相談支援を行える体制づくりが課題となっています。



健康づくり（ノルディックウォーキング）

## 施策の方向

### 保健事業の推進

安全安心

人口減少対策

- ① 各種健診や予防接種を実施し、市民の健康な生活を支援します。生活習慣病の発症や重症化の予防については、特定健診・特定保健指導をはじめ、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進していきます。
- ② 各事業の情報について、周知・啓発を積極的に行い、受診率・接種率の向上を図ります。
- ③ 妊娠時期から出産・子育て時期に至るまでの、各段階におけるさまざまなニーズに対応するため、関係部局や関係機関との連携強化による、切れ目のない相談支援サービスの提供に努めます。

### 健康づくりの支援

人口減少対策

- ① 乳幼児期から老年期まで、各ライフステージの課題に応じた啓発活動・情報提供を実施することにより、一人ひとりの健康づくりを促進します。
- ② 栄養・食生活や運動、禁煙などの生活習慣の改善について、各種教室の開催や啓発を実施します。
- ③ 食生活改善推進委員をはじめ、地域での健康づくりを進める仲間づくりを支援し、地域や職場など周辺環境の改善をめざします。
- ④ こころの健康づくりを推進し、自殺予防のための相談や啓発に取り組みます。

### 地域医療体制の充実

安全安心

- ① 医師会等との連携により、かかりつけ医の普及促進等、地域に密着した医療サービスの充実を図ります。また、救急医療や周産期医療等については、周辺自治体、関係機関・団体との広域的な連携の強化により体制の構築を図ります。
- ② 利用者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費や老人医療費など各種医療費に対する一部助成を実施します。

### 医療保険制度の充実

安全安心

- ① 医療レセプトデータや健診データを結びつけた医療費分析を行い、医療費の適正化に努めるとともに、健診事業などの充実を図ります。
- ② 国民皆保険制度を維持継続するため、平成 30 年度から都道府県単位化される国民健康保険や、後期高齢者医療の一層安定した健全運営に努めます。

## 目標指標

国民健康保険加入者の 特定検診受診率			意識的に運動をしている 市民の割合		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
36.3%	60.0%	60.0%	男性 72.1%	77.1%	79.3%
			女性 79.9%	85.5%	87.9%

## 関連計画

健康はびきの 21 計画及び食育推進計画／特定健康診査・特定保健指導実施計画  
子ども・子育て支援事業計画（こども夢プラン）



## 2 地域福祉

### めざす姿

だれもが住み慣れた地域で孤立することなく、  
健康でいきいきと暮らせるまちをめざします。

### 現状と課題

急速に進む少子高齢化や不安定な雇用形態の常態化、経済格差の広がりなどは、地域社会にさまざまな課題を生み出すとともに、福祉ニーズの複雑化・多様化をもたらしています。その一方で、近所づきあいの希薄化や核家族化の進行などにより、地域や家庭での相互扶助機能の低下傾向が強まっています。その結果、孤立死や子ども・高齢者への虐待などの事態を招いてしまうこともあります。

こうした社会構造の変動やニーズの変化によって、行政や社会福祉施設などによる従来型の福祉サービスだけでは解決が難しくなる事態が増えつつあります。

本市では、これまででも全ての市民が世代や背景を問わず、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ネットワーク「ささえあいネットはびきの」を構築し、地域の福祉活動を促進してきたところですが、さらに多くの市民が行政、関係機関、関係団体等との協働により、地域における福祉活動に積極的に参加し、地域ごとの実情に応じた福祉の増進を図る、新たな仕組みづくりが求められています。



Café はびこれ（住民懇談会）



## 施策の方向

### 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

安全安心

人口減少対策

- ① だれもがともに暮らししていく地域社会への理解を深めるため、学校や家庭、地域が連携して福祉教育に取り組み、福祉意識の醸成を図ります。
- ② 広報やウェブサイト等を通じて、情報提供を適切に行うとともに、「ふれあいネット雅び」の取り組みなどを活用して、住民が地域の課題について話し合ったり、福祉の制度・サービスを学んだりできる機会を作り、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、支援を必要とする人が置き去りにならない仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 子育てサロンでの育児相談やひとり暮らし高齢者の会食会での健康相談、民生委員・児童委員による心配ごと相談など、身近な場所で相談ができる機会を拡充し、市民の参加を促すとともに、多様な主体が参画する「ふれあいネット雅び」の機能強化を図ることにより、地域での見守りや気づきから必要な支援につなげられる仕組みづくりをめざします。

### 地域活動を支える担い手づくり

安全安心

- ① 自治会役員や民生委員・児童委員、校区福祉委員等の高齢化が進む中で、幅広い年齢層にボランティアの活動内容の周知や、参加・協力を呼びかけるなど地域の福祉活動についての情報発信を行い、地域福祉活動を継承する新たな担い手の育成を促進します。
- ② 地域の公共施設における高齢者と子どもたちとの世代を超えた交流など、住民同士の結びつきを広げる取り組みを支援します。

### 地域で支えるセーフティネットの構築

安全安心

- ① だれもが住み慣れた場所で地域社会の一員として生活できるまちづくりを、関係機関・関係団体・事業者等と連携しながら推進します。また、市民後見人の養成など、認知症の方や障害者の自立生活を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。
- ② 相談体制の充実、虐待防止の仕組みづくり、生活困窮者への支援など、関係機関・関係団体等との協働により、地域におけるセーフティネットの構築に取り組みます。
- ③ 災害時に備え、災害時要援護者支援台帳や災害時要援護者個別支援プランを整備し、関係機関と連携しながら支援体制の構築を図るとともに、地域における声かけ・見守り活動など日常的なつながりの強化を支援します。

### 福祉サービスの適切な利用の推進

安全安心

- ① 支援を必要とする方が、必要な福祉サービスを適切に享受できるよう、分かりやすく正確な情報提供を行うとともに、利用者の権利擁護のための取り組みを実施します。
- ② 事業者の第三者評価の結果がいつでも閲覧できる仕組みを作るなど、サービスの質の向上を図ります。

## 目標指標

市民後見人バンク 登録者数（累計）			災害時要援護者支援台帳 登録者数		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
5人	➡ 15人	➡ 25人	6,411人	➡ 7,000人	➡ 7,500人

## 関連計画

地域福祉計画

災害時要援護者支援プラン（全体計画）

## 3 高齢者福祉

### めざす姿

高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、  
安心して暮らし続けられるまちをめざします。

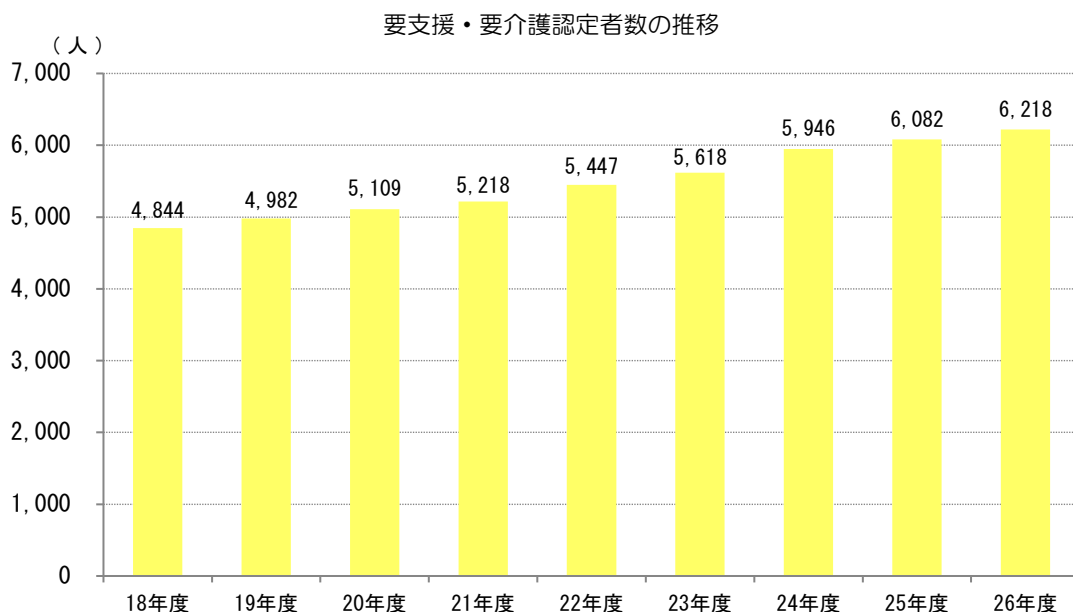
### 現状と課題

本市では、高齢者が尊厳を持って自立した生活ができるよう、市民との協働により健康で安心して暮らせるまちづくりをめざし、計画的に高齢者支援施策を進めてきました。しかし、高齢化の急激な進行や、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加により、支援・介護を必要とする高齢者が増加し、それに伴う介護給付費の増大や介護保険料の上昇などが、制度を持続していく上での大きな課題となっています。

一方で、地域密着型サービスや地域ケア、介護予防事業の整備は段階的に進み、身近な地域で暮らし続けるための条件は、徐々に整備されつつあります。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、介護・支援が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会づくりをめざし、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていくことが求められています。

また、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送り、社会で活躍し続けられるよう、健康づくりや生きがいづくりへの取り組みを進めていくことが重要となっています。



## 施策の方向

### 地域包括ケアシステムの構築

資源活用

安全安心

- ① 地域包括支援センターの機能強化を図り、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が中心となり情報やネットワークの共有を進め、多様化・複雑化する地域課題に対応できる体制整備を図ります。関係機関や関係団体、地域との連携を強化しながら、実態の把握に努め、相談体制を充実させるとともに、介護・医療関係者などが参加する地域ケア会議を開催し、課題の解決に向けた方策の追求を図ります。
- ② 医療と介護の連携による支援体制の確立と、在宅医療の推進を図り、高齢者の状況に応じた支援を実施していきます。
- ③ 認知症の方ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、必要な医療・介護・日常生活支援が連携したネットワークを形成し、総合的かつ効果的な支援体制の確立を図ります。

### 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

安全安心

- ① 身近な場所での通所型の教室などを通じて、介護予防・健康づくりを推進します。また、栄養・食生活、運動・身体活動および口腔ケアの重要性についての普及と啓発に努めます。
- ② 社会活動への参加意識の高揚を図るとともに、自らの経験と知識を活かしながら地域社会との交流を深めるための場を提供し、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう支援します。
- ③ 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者等を支える活動に参加しながら、自身の生きがいづくりと介護予防も図れるサポーター活動の取り組みを推進するなど、高齢者の能力を活かしたボランティア育成と社会参加の促進を図ります。

### 持続可能な福祉・介護サービスの促進

安全安心

- ① 介護保険制度の安定的な運営と効率化・合理化に向けて、介護給付の適正化の一層の推進を図ります。また、介護サービスの質の向上と利用者への適切なサービス提供が行われるように、事業者への指導及び監督を実施します。
- ② 高齢化に伴う要介護認定者の増加が見込まれる中、介護保険サービス・高齢者福祉サービスの適切な提供を図ります。
- ③ 高齢者虐待事例への対応、成年後見制度等の権利擁護の推進、災害時等における高齢者支援体制の確保など、高齢者が安心して安全に暮らせる取り組みの拡充を図ります。

## 目標指標

### 75歳以上の要介護者認定率

現状値	H32	H37
36.5%	➡ 36.5%	➡ 36.5%

### いきいき百歳体操参加者数

現状値	H32	H37
47人	➡ 750人	➡ 1,500人

## 関連計画

高齢者いきいき計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）  
健康はびきの21計画及び食育推進計画

## 4 障害者福祉

### めざす姿

障害の有無や程度にかかわらず、だれもが住みなれた地域で  
その人らしく自立して暮らせる、共生のまちをめざします。

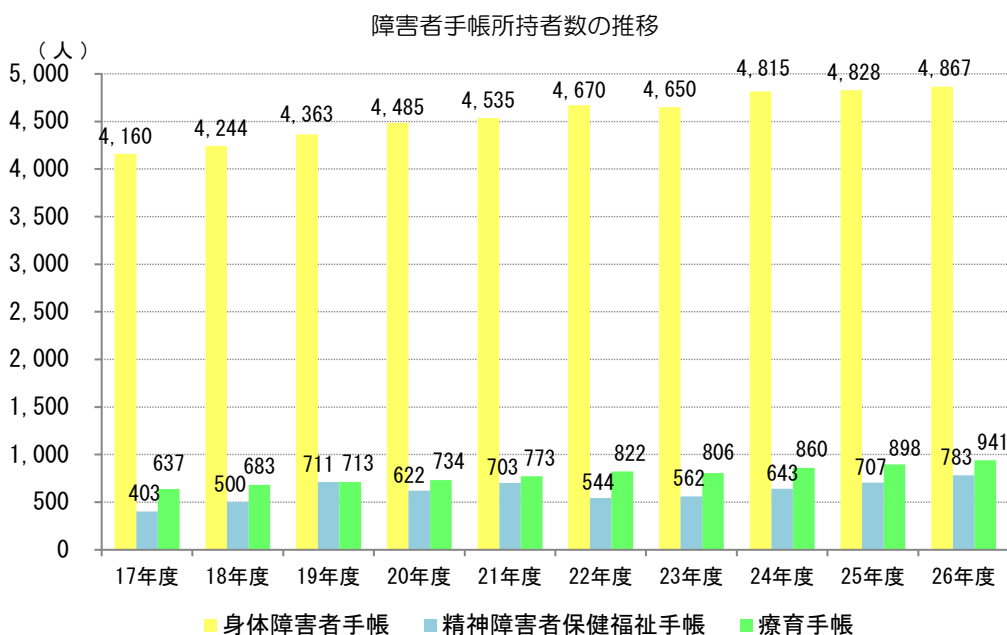
### 現状と課題

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ抜本改正が行われるとともに、障害があることを理由とするあらゆる差別の解消をめざす障害者差別解消法の制定（平成 28 年度施行）を受け、平成 26 年に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が国内で適用されることとなり、市民だれもが障害の有無に関わらず、基本的人権と自己決定の原則が尊重され、その人らしい自立した暮らしを支える施策の充実が求められています。その中で、本市では平成 27 年度に「第 3 期障害者計画および第 4 期障害福祉計画」を策定し、基本理念として、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「共生社会」の 3 つを掲げて施策を展開しているところです。

本市の障害者手帳所持者数は、平成 26 年度末において 6,502 人で市民全体の約 5% を占め、今後も主に高齢化による増加が予想されています。年齢構成は障害の種別により大きく異なるものの、全体では 65 歳以上が 56.8% を占め、主な介助者の年齢層も 60 歳以上が 54.2% となっています。介助者の年齢層が高いことから、「親なき後」の障害者を支援する施策の充実が求められています。

また、法定雇用率の引き上げなどによって、障害者の雇用者数が増加していますが、さらなる障害者の社会参加と経済的自立を図るため、福祉就労から一般就労への移行の促進が必要となっています。

さらに、障害児の早期発見・早期療育も重要な課題となっています。



## 施策の方向

### 障害者の支援体制の充実

安全安心

- ① ホームヘルプなどの障害福祉サービス、補装具や自立支援医療（更生医療、育成医療）の提供や移動支援などの地域生活支援事業の提供体制を整えるとともに、質の向上に努めます。そのうえで、サービス提供事業者の法令遵守の徹底と介護従事者の確保・育成を支援します。
- ② 障害者・家族等の多様な相談に対応する関係機関の体制を整備し、相談支援専門員等の確保・育成に努めます。また、相談支援事業者等の連携・調整のため、基幹相談支援センターを整備します。
- ③ 民生委員・児童委員や自治会、医療機関、サービス事業者等と連携し、地域で障害者を支えるネットワークづくりを推進するとともに、ボランティアの育成にも努めます。

### 障害者の雇用・就業機会の拡充

- ① 公共職業安定所や就労支援センター、近隣自治体など関係機関との連携を強化しながら、民間事業所などへの啓発を実施し、障害者が働く場の確保および就労支援に努めます。
- ② 障害者就労施設等の自治体に対する物品等の優先調達についての取り組みを実施するとともに、受注の機会を確保するため、周知活動を支援します。

### 地域での自立した生活支援の充実

安全安心

- ① 長期入院や施設入所している障害者の地域生活への移行を図るため、専門相談員等の質の向上を図るとともに、地域生活支援拠点等を整備します。
- ② 障害者の権利擁護のための成年後見制度の活用を促進します。また、虐待の防止や養護者等への支援に取り組みます。

### 障害児の育成環境の充実

安全安心

- ① 発達障害等の早期発見と早期療育のため、乳幼児健診体制の充実を図るとともに、保護者への相談支援と障害児への適切な療育が図られるよう、関係機関や庁内での連携強化を図ります。
- ② 子どもの成長に応じた適切な保育・教育環境を整備するとともに、保育士・教職員などの専門性の向上や関係機関の連携強化を図ります。

### 差別の解消と社会的障壁の除去

安全安心

- ① シンポジウムの開催等を通じ、障害者差別解消法の趣旨および内容を周知するとともに、市職員への研修の実施や関係部局間の連携の強化により、社会的障壁の除去・軽減を図ります。

## 目標指標

### 入所施設から地域生活への 移行人数

現状値	H32	H37
2人	4人	4人

### 福祉就労から一般就労への 移行人数

現状値	H32	H37
14人	22人	25人

## 関連計画

障害者計画

障害福祉計画



## 5 生活支援

### めざす姿

市民の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

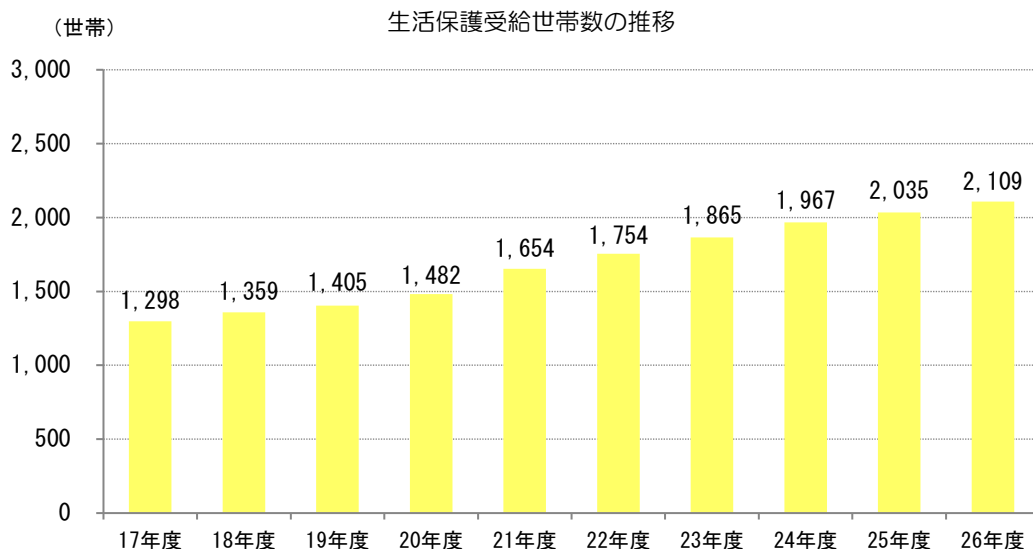
### 現状と課題

長引く景気の低迷、雇用環境の悪化、社会情勢の変化などにより、本市の生活保護世帯の数は年々増加しています。これらの世帯が抱える問題は、経済的なものに限らず、さまざまな問題が複雑に絡んでおり、個々の世帯に応じた支援が必要になっています。就労による自立が可能な世帯については、公共職業安定所と連携した就労支援（就労指導、助言、協力）により早期自立をめざし、その他の方法により自立が可能な世帯に対しては、きめ細やかな相談や適切な指導を行い、世帯の自立を支援していかなければなりません。

また、最後のセーフティネットである生活保護制度の手前で早期に支援を開始するため、第2のセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度が始まりました。さらに、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの貧困問題対策が求められています。

多様で複合化している生活課題に対して、包括的に相談支援を行い、また、地域の住民や関係機関、民生委員・児童委員等福祉活動団体と協力し、支援が必要な人の早期発見から専門的支援につなげる仕組みづくりが重要となっています。

国民年金制度は、高齢化が進行する中、市民の安定した生活にますます欠かせないものになっているため、市民に対して制度に関する情報を広く提供、周知していく必要があります。





## 施策の方向

### 生活支援の充実

安全安心

- ① 市民の健康で文化的な最低限度の生活を確保するため、生活保護制度の適正な運用に努めます。生活保護が必要な世帯の抱える問題が複雑化・多様化しているため、相談業務をきめ細かく行うことにより、適切な指導の実施に努めます。就労による自立が可能な世帯については、公共職業安定所と連携し、きめ細やかな就労支援（就労指導、助言、協力）を実施していくなど、世帯に応じた支援を関係機関と連携して行い、自立に繋げていきます。
- ② 生活困窮者が抱える多様で複合的な生活課題に対して、制度の狭間に陥らないよう、対象者をできるだけ幅広く捉え、必要なサービスにつなげる伴走型の相談支援を行うとともに、地域の実情に応じた支援についても検討します。
- ③ 貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥らないよう、相談事業の充実などの生活支援に取り組み、健やかに育成される環境の整備を図ります。

### 年金制度への理解

- ① 市民が、年金制度を正しく理解できるよう、関連情報の提供や相談体制を充実させるとともに、免除・猶予申請も含めた納付の促進を図り、無年金者の減少に取り組みます。
- ② 税と社会保障の一体改革により、持続可能で安心できる年金制度に向け、年金事務所等関係機関との一層の連携を図りながら、制度の周知に努めます。

## 目標指標

就労支援プログラム参加者数			就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
82人	➡ 85人	➡ 90人	53.7%	➡ 60.0%	➡ 70.0%





## 4. 未来に羽ばたく 子ども・若者を育むまち

---

- 1 子育て支援
- 2 学校教育
- 3 子ども・若者育成支援

# 1 子育て支援

## めざす姿

子どもたちが夢と希望を持って、  
笑顔ですくすくと育つまちをめざします。

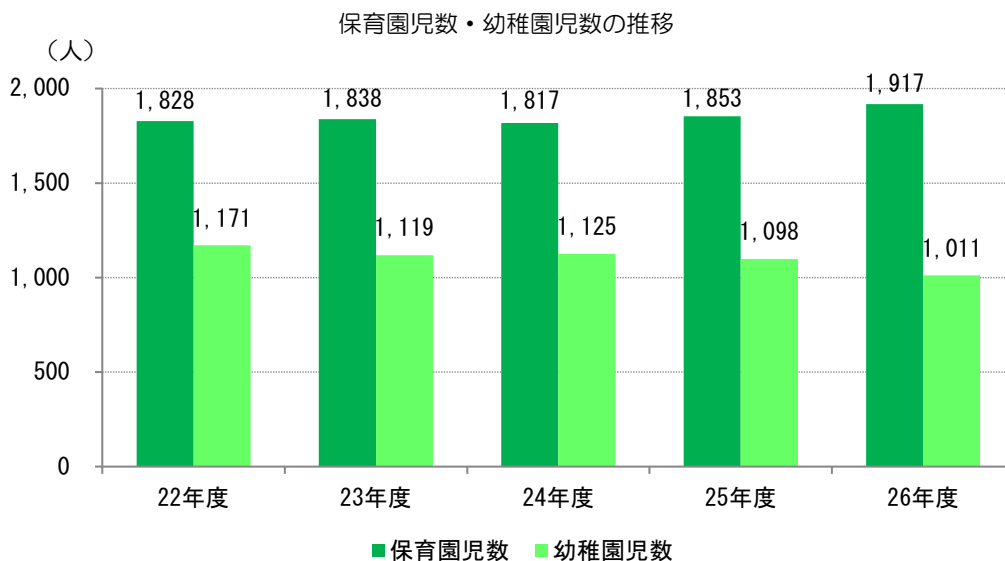
## 現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中で、本市の年少人口の低下は今後も継続するものと予測されています。平成 24 年の合計特殊出生率は 1.28 で、国（1.38）や府（1.32）の平均を下回るものとなっています。

また、地域における人間関係の希薄化や、保護者の就労形態の多様化など、子育てを取り巻く環境の変化により、子育てに不安感や負担感を抱く保護者が増加し、家庭の孤立化、児童虐待やネグレクトなどの問題につながるものが懸念されています。

こうした中で、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援とともに、地域ぐるみの子育て支援体制の充実・強化などが求められています。

一方、女性の社会進出の進展に伴い、仕事と子育てを両立できる環境整備として、保育の充実が課題となっています。また、病児・病後児保育や一時保育、延長保育などニーズも多様化しています。今後も、引き続き待機児童の解消について取り組んでいくとともに、多様なニーズに対応する新しい教育・保育のあり方を検討し、より充実した体制づくりをめざしていかなければなりません。さらに、老朽化した施設等の更新についても総合的・計画的に推進する必要があります。



※保育園は 4 月 1 日、幼稚園は 5 月 1 日時点の人数。

## 施策の方向

### すべての子どもの育ちへの支援

安全安心

人口減少対策

- ① 待機児童の解消をめざすとともに、就学前教育・保育の質的向上を図ります。
- ② 就学前児童の教育・保育を一体的に推進するため、小学校との円滑な接続を意識した交流などを行いながら、効果的な施策の推進や体制の充実を図ります。また、こども園を含め、新たな教育・保育のあり方を実現・推進するための施設環境の整備・更新については、地域ごとの実情やニーズを考慮しながら、総合的かつ計画的に検討を進めます。
- ③ 子どもへのいじめや虐待などの権利侵害に対して、関係機関、関係団体等との連携により、早期発見・早期対応ができるような仕組みづくりや、相談体制の充実、地域におけるネットワークの強化などにより、子どもの権利の擁護に努めます。

### 子育て家庭への支援

安全安心

人口減少対策

- ① 医療費の助成、ひとり親家庭への自立支援など経済的負担の軽減や、保護者の就労形態の多様化に応じた保育時間の延長、育児負担の軽減を図るための一時保育の実施や病児・病後児保育の充実など、きめ細やかな保育サービスの提供を実施し、さまざまな状況にある家庭すべてが、安心して子育てができる環境を整備します。
- ② 多様なニーズに対して総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう、相談体制の整備や関係諸機関との連携強化を図ります。また、専門のウェブサイト等を通じて、子育てに関する情報を積極的に発信します。

### 地域ぐるみの子育て支援の充実

人口減少対策

- ① 親の孤立化を防ぎ、楽しい子育てを進めていくことができるように、各施設において、地域や関係団体等との連携により、保護者同士の情報交換や仲間づくりのための場を提供するとともに、地域における相談支援体制の強化を図ります。

## 目標指標

保育所待機児童数			はびきの子育てネット 閲覧回数		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
0人	➡ 0人	➡ 0人	66,000回	➡ 142,800回	➡ 200,000回

## 関連計画

子ども・子育て支援事業計画（こども夢プラン）  
教育大綱

## 2 学校教育

### めざす姿

子どもたちが、自ら学び考える力を身につけ、  
心身ともに健やかに成長できるまちをめざします。

### 現状と課題

子どもたちが成人して社会で活躍するころには、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく変化し、子どもたちが就くことになる職業のあり方についても、現在とは様変わりすることになると予想されます。このような中で、次代を担う子どもたちを、自らの力で困難を乗り越え未来を切り拓くことができるよう育む必要があります。

そのため、学校においては、学ぶことと社会のつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶのか」という、学びの質や深まりを重視していかなければなりません。

また、いじめや不登校などの問題については、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むなど、子どもの健全な成長を支援するための、より一層地域に開かれた学校運営が求められています。

さらに、子どもの貧困の状況が他の先進国に比べて厳しいという調査結果を受け、平成 25 年度に子どもの貧困対策に関する法律が成立しました。子どもたちの将来が閉ざされることなく、世代間の貧困の連鎖を断ち切るために、教育の支援に取り組むことが急務となっています。

本市では、これまで家庭、地域と協働しながら、幼小中一貫教育を推進してきました。さらに、「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消や教育の質的向上を図るため、保育園との連携も強化した、保幼小中一貫教育に取り組んでいるところです。

学校環境の整備については、小中学校における耐震化率は 100% を達成しました。今後は老朽化対策や設備の改善など、子どもたちが安心して快適に学校生活を送れるよう、さらなる環境の充実が求められています。



ICT を活用した授業の様子



## 施策の方向

### 「生きる力」を育む教育の推進

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 少人数指導の充実などにより、基礎学力の定着に向けた学習方法の工夫改善を図るとともに、ICT教育やALTの導入などにより、高度情報化、グローバル化といった情勢の変化にあわせた教育内容の充実を図ります。
- ② 道徳教育、人権教育などを充実し、人間性を育むとともに、小中学校が連携しながら体力の向上に取り組みます。また、学校給食の充実に努めます。
- ③ グループや学級で話し合うなどの言語活動や総合的な時間における探究活動など、主体的・協働的な学びの促進を図ります。
- ④ いじめ、不登校、非行問題など多様化する教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、研修内容の充実及び機会の拡充に努めます。また、心理的または情緒的な原因によって登校できない状況にある児童・生徒に対し、適応指導を行うための活動を充実し、学校への復帰を支援します。
- ⑤ 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学援助などの支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切り、教育を受ける機会の均等を図るため、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいきます。
- ⑥ 学校間、地域、家庭との連携を強化し、保幼小中一貫教育の取り組みを推進します。

### 安心して学べる教育環境づくりの推進

安全安心

- ① 小中学校では、体育館の非構造部材の耐震化および普通教室へのエアコン設置など教育環境の改善に努めます。
- ② 給食センターでは、衛生面への配慮や食物アレルギーへの対応など、安心・安全な学校給食の充実のため、老朽化した施設・設備の改善を行ないます。
- ③ 積極的な学校、家庭、地域の情報共有に努めることで、学校への理解や関心を高め、連携して教育コミュニティづくりを進めます。

## 目標指標

### 学校に行くのが楽しいと思う 児童・生徒の割合

	現状値	H32	H37
児童	85.4%	87.0%	90.0%
生徒	84.7%	87.0%	90.0%

### 将来の夢や希望を持っていると 答えた児童・生徒の割合

	現状値	H32	H37
児童	84.1%	87.0%	90.0%
生徒	70.2%	72.5%	75.0%

## 関連計画

教育大綱

## 3 子ども・若者育成支援

### めざす姿

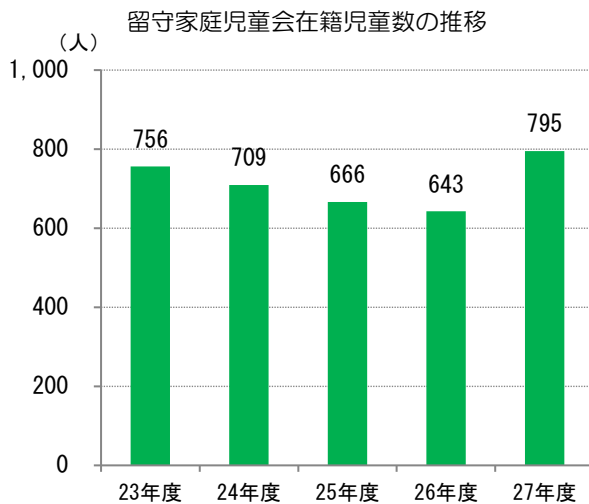
子ども・若者の健やかな成長を支援し、  
社会的に自立できるまちづくりをめざします。

### 現状と課題

近年、全国的に子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しており、さまざまな課題が指摘されています。少子化や核家族化は人間関係の希薄化をもたらし、スマートフォン等の普及やSNS等の利用については、有害情報へのアクセスやトラブルに巻き込まれるリスクの増加が懸念されています。また、非正規雇用の増大などに見られる不安定な雇用経済情勢は、若者が将来への不安を抱く大きな原因でもあります。さらに、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の顕在化や子どもの貧困の拡大も懸念されています。

本市では、子どもの安全見守りの活動や放課後子ども教室などの取り組みを地域との協働により進めるとともに、関係団体とも連携して、子ども・若者の健全育成や支援に取り組んできました。

こうした取り組みを土台にしながら、地域のさまざまなニーズの変化にも対応していくため、子ども・若者と家庭、地域等が交流できる機会のさらなる拡充が求められています。



放課後子ども教室

## 施策の方向

### 健やかな成長支援

人口減少対策

- ① 家庭・地域・学校等との連携により、野外活動、集団宿泊体験、スポーツ活動等の多様な体験活動、体験学習の機会を提供します。
- ② 食育やコミュニケーション能力の育成、体力の向上と基本的な生活習慣の確立に向けて取り組みます。
- ③ 団体活動や地域活動、ボランティア活動等を通じて、子ども・若者の地域社会への参画を促進します。

### 困難を有する子ども・若者の支援

安全安心

人口減少対策

- ① ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、貧困、虐待等の問題を抱えている子ども・若者が、その置かれている状況を克服することができるよう、教育、福祉、保健等の関係機関、関係団体と連携・協力し、包括的な支援ネットワークの整備、相談体制の充実、居場所づくりを推進します。
- ② 若者の職業的自立の促進のため、相談支援および就労支援に取り組みます。

### 社会全体で支えるための環境整備

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 留守家庭児童会や放課後子ども教室の運営の充実を図り、放課後における子どもの安全な居場所づくりを進めます。また、子どもが安心して安全に遊べる環境や親子が触れ合える場づくりに取り組みます。
- ② 子育てを通じて親のあり方を学ぶ、子育て親育ちの取り組みへの支援を行います。
- ③ 地域住民のボランティア活動等による学校支援や、登下校時における子どもの安全確保の取り組みを促進します。
- ④ 子ども・若者の健全育成に取り組む関係団体への活動支援を進めるとともに、地域における担い手の育成に取り組みます。
- ⑤ 子ども・若者の健やかな成長を阻む有害環境等の実態を把握し、その浄化に向けた啓発活動や指導等に取り組みます。

## 目標指標

### 留守家庭児童会の待機児童数

現状値	H32	H37
0人	0人	0人

### 学校支援地域本部事業に参加しているボランティア数（延べ）

現状値	H32	H37
43,919人	48,000人	53,000人

## 関連計画

子ども・子育て支援事業計画（こども夢プラン）  
地域福祉計画／教育大綱





## 5. 魅力発見 賑わいと創造にあふれるまち

---

- 1 都市農業
- 2 商工業・サービス業
- 3 観光振興・都市間交流
- 4 シティプロモーション
- 5 労働環境

# 1 都市農業

## めざす姿

担い手が育ち、特産物によって農業が盛んなまちをめざします。

## 現状と課題

本市では、これまで農業基盤の整備を実施するとともに、本市の主な特産物である、ぶどうやいちじくなどの生産性の向上や、なにわ伝統野菜に登録された碓井えんどうのブランド化に取り組んできました。しかし、担い手不足による耕作放棄地の増加や、生産施設に係る経費が高いことに加え、市場開拓・品質向上・新しい品種への転換などが、主に個々の農業者の対応に依っているため、その改善が困難であることなどが大きな課題となっています。

担い手不足を解消するため、平成 23 年にぶどう就農促進協議会が発足しました。就農希望者に対する研修を実施して、新たな農の担い手育成に取り組んでいます。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく国の認定農業者制度に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等を認定する大阪版認定農業者制度なども活用し、農業者の支援にも取り組んでいます。

一方、消費者側からは、安全で安心できる農産物を求める声が高まっていることから、化学肥料・農薬の使用量を削減した大阪エコ農産物の推進を大阪府と協力して行っています。また、居住環境として自然と共生した空間を求める人も増えてきています。

今後は、農業の需要を的確に把握した上で、引き続き特産品のブランド化やPRに取り組みながら、市民の生きがいづくり、市民交流の視点などにも考慮しつつ、農業振興を進める必要があります。あわせて、景観形成機能や環境保全・防災機能など農地の持つ多様な役割も勘案して、農地を保全していくことが求められています。



ぶどう畑



## 施策の方向

### 都市農業の振興

資源活用

人口減少対策

- ① ぶどう、いちじく、碓井えんどうといった地域農産物のブランド化に取り組みます。
- ② 大阪エコ農産物への認定の推進により、環境負荷の軽減を図りながら安心・安全な農産物を提供します。道の駅しらとりの郷・羽曳野内の直売所「あすかてくるで」や、農業団体による農産物展示品評会の開催などを通じて、市民に地元農産物の品質を知ってもらい、地産地消を促進するとともに、市外からの来訪者へのPRを行います。
- ③ 市民と農業者との交流により農業への関心を高めるため、関係団体等と連携しながら、市民が農業とふれあう機会や子どもたちが農業を体験する機会の拡充に努めます。

### 農業生産基盤の強化

資源活用

人口減少対策

- ① 農地の保全に努めるとともに、農業生産基盤の整備を促進します。
- ② ぶどう就農促進協議会による担い手の育成を支援するとともに、新規就農を促進し、就農希望者に対する支援体制の充実を図ります。
- ③ 農特産品を活用した6次産業化に取り組みます。

## 目標指標

### 新規就農者数

現状値	H32	H37
4人	➡ 14人	➡ 18人

### 貸し農園利用者数

現状値	H32	H37
514人	➡ 560人	➡ 580人

## 関連計画

農業経営基盤強化促進基本構想



いちじくジャム



碓井えんどう

## 2 商工業・サービス業

### めざす姿

企業と商店が活性化し、笑顔と活気にあふれるまちをめざします。

### 現状と課題

商業では、幹線道路沿いへのスーパーマーケットや飲食店の進出により、一部では賑わいの創出が実現されていますが、商店街や小売市場等においては、大型店舗の進出や高齢化による後継者不足、経済状況や少子高齢化による購買意欲の低下等により、空き店舗数が増加しています。そのため、地域に根ざした身近な交流拠点としての機能を備えた、商店街や地域の小売店の再生に向けた取り組みが必要となっています。

また、市内で働く就業者数については、年々微増傾向にはあるものの、地域全体の活性化にはつながっていないのが現状です。雇用を作り出す新たな分野の開拓や、起業家の育成、商工業と農業、商工業と観光など異なる業種とされていた部門との連携等によるブランド力の向上や基盤強化を促進しながら、持続的な地域商業の活性化に取り組んでいかなければなりません。



古市駅前（白鳥商店街）

## 施策の方向

### 経営基盤の強化

- ① 各種融資制度や助成制度の普及に努め、中小企業の資金繰り等をサポートし、経営の安定化を図ります。
- ② 関係機関と連携して、企業の技術力の強化や起業・創業支援、ものづくり事業の促進や後継者・人材育成等経営改善のほか、経営相談および指導の充実に取り組みます。
- ③ 中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の経営課題に対してワンストップで対応する「よろず支援拠点」の活用について、関係団体と協力しながら検討します。

### 魅力と賑わいのある商業の振興

人口減少対策

- ① 各商店・事業者の取り組みを支援しながら、商店街を地域住民が集う交流の場として再生し、地域の一体的な活性化と魅力の向上をめざします。
- ② 商工会や関係機関と連携して、企業の新商品・新技術の開発支援を行うとともに、地元住民の雇用や、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の紹介を行うなど、地域に根ざした魅力ある企業や店舗等への支援に取り組みます。

### 地域産業の活性化

人口減少対策

- ① 充実した広域交通ネットワークを活かした企業立地の促進や、新規誘致等について検討します。
- ② 農商工の連携による6次産業化を推進するとともに、観光と商工業の連携によるぶどうやワイン、食肉加工品などの地域資源を活用した特産品のブランド化や、販路拡大の支援に取り組みます。
- ③ 商工会や金融機関等と連携し、市内企業のネットワークの強化を図り、地域産業の活性化を促進します。

## 目標指標

総事業所数			創業支援事業による 起業数（累計）		
現状値(H24)	H32	H37	現状値	H32	H37
3,706 事業所	➡ 3,850 事業所	➡ 4,000 事業所	—	➡ 20 件	➡ 30 件

## 関連計画

観光産業振興計画指針

## 3 観光振興・都市間交流

### めざす姿

人の交流が盛んで、  
活気と賑わいのある魅力的なまちをめざします。

### 現状と課題

本市には、古市古墳群や竹内街道などの歴史資産のほか、自然環境や特産品など、多種多様で特色ある観光資源が豊富にあります。これまでも、これらの資源を有効に活用しながら、軽トラ市の開催や映画の製作支援を通じた活性化の取り組みなどを実施するとともに、観光農園や観光案内所の整備、観光ガイドブックの作成など、観光客を受け入れるための環境整備を推進してきました。今後はさらに、地域の魅力や資源を活かした観光ルートを創設し、効果的に情報発信することにより、交流人口の増加につなげていく必要があります。

また、ぶどうやいちじく、碓井えんどうといった代表的な特産品について地域ブランド化を進めるなど、新たな観光資源の創出にも取り組んでいくことが求められています。

平成19年に開設しました道の駅しらとりの郷・羽曳野には、市内外より多くの方が訪れ、大阪府内でも有数のにぎわいを見せています。にぎわい交流拠点として、今後ともより多くの方に利用していただけるように、関係機関等とも協力しながら、新たな魅力づくりに取り組んでいかなければなりません。

一方、都市間交流については、平成27年に友好都市提携20周年を迎えたウィーン市13区ヒーティングと、また、国内においては、日本武尊・白鳥伝説にゆかりのある三重県亀山市、奈良県御所市と継続的に交流を深めています。今後も、これまで積み重ねてきた関係を大切にしながら、より一層の内容充実が望まれています。



観光案内所



## 施策の方向

### 地域資源の活用と観光資源の創出

資源活用

人口減少対策

- ① 既存の地域資源を活用したイベントの開催等に取り組むとともに、関係自治体と連携した広域的な地域活性化の取り組みにも積極的に参加し、魅力を発信するとともに、さらなる誘客を図ります。
- ② 地域、関係機関、関係団体、大学等と連携しながら、新たな観光資源の発掘・創出に取り組めます。

### 観光振興を推進する仕組みづくり

資源活用

人口減少対策

- ① にぎわい交流拠点である古市駅周辺と道の駅しらとりの郷・羽曳野において、来訪者を受け入れるための設備や体制のさらなる充実を図ります。
- ② 市民、地域、関係機関等、多様な主体が参画する新たな組織づくりに取り組めます。その中で既存の観光資源を活用しながら、さまざまな分野でまちの新たな魅力を向上するための総合的な事業を推進し、誘客による交流人口の増加につなげます。
- ③ きめ細やかな観光サービスを提供するため、観光ボランティアガイドの育成を促進していきます。

### 都市間交流の充実

- ① より多くの市民がさまざまな分野において、国内外の人々と交流を深めることができるよう、交流活動を促進します。

## 目標指標

### 観光案内所来訪者数（累計）

現状値(H27)	H32	H37
5,000人	➔ 55,000人	➔ 90,000人

### 観光情報ポータルサイト アクセス数

現状値	H32	H37
—	➔ 150,000件	➔ 200,000件

## 関連計画

観光産業振興計画指針



軽トラ市

## 4 シティプロモーション

### めざす姿

新しい魅力が絶えず創造・発信され、  
市民に愛されるまちをめざします。

### 現状と課題

本市が有するたくさんの地域資源や、さまざまな取り組みについて、その魅力を市内外の多くの方に伝えていくための取り組みは、必ずしも効果的に行われていない現状があります。本格的な人口減少時代を迎える中で、交流人口・活動人口の増加を図るためには、本市のセールスポイントを分析し、戦略的なシティプロモーションを行っていく必要があります。

現在の広報紙やウェブサイト等における広報活動においては、主に行政情報の発信が中心となっています。今後は、本市の魅力を市民に再認識してもらうとともに、さらに多くの市外の方にも知ってもらうために、より効果的で積極的な情報発信が求められています。



道の駅しらとりの郷・羽曳野



## 施策の方向

### まちの魅力の発掘と創造

資源活用

人口減少対策

- ① 羽曳野に暮らす方がまちの暮らしをどう感じているか、また羽曳野を訪れた方がどのような印象を持たれるかを的確に捉え、まちの魅力を明確にすることで、市全体のブランディングに活用していくとともに、新たな魅力の発掘と創造にも積極的に取り組みます。

### まちの魅力の戦略的・効果的な発信

資源活用

人口減少対策

- ① 「選ばれるまち」になるための戦略的なシティプロモーションの展開を図り、対象者に応じたさまざまなメディアを活用して、まちの魅力を市外に発信します。また、道の駅しらとりの郷・羽曳野等の公共施設を訪れた市外からの来訪者に対しても積極的なPRを行います。さらに、ふるさと応援寄附制度を活用し、特産品等を通じたまちの魅力についても全国的に情報発信します。
- ② 市民にまちの魅力を再認識してもらい、本市に対する愛着と誇りをより感じてもらうように、さまざまなイベントへの参加を促進するとともに、マスコットキャラクター「つぶたん」や、地域を舞台にした映画等、新たな資源を積極的に活用していきます。また、将来にわたって羽曳野に住みたいという思いが芽生えるよう、子どもたちへまちの魅力を伝える教材を活用した授業の実施などに取り組みます。

## 目標指標

### ふるさと応援寄附の件数

現状値(H27)	H32	H37
61件	▶ 350件	▶ 500件

### 今後も羽曳野市に住み続けたい、 と考える市民の割合

現状値	H32	H37
68.3%	▶ 75.0%	▶ 80.0%



ぶどう（デラウェア）

## 5 労働環境

### めざす姿

就労の機会が確保され、  
勤労者がいきいきと働いているまちをめざします。

### 現状と課題

景気回復の兆しが見えつつあるものの、地域における経済情勢は、まだまだ厳しいことや企業の体質改善、技術革新による合理化などにより、雇用・就労環境は依然として厳しい状況が続いています。本市では、地域就労支援コーディネーターによる相談業務を行っており、若者や女性の雇用促進、完全失業率の低減に向けて、関係機関・関係団体との連携をさらに強化していく必要があります。

また、少子高齢化、生産年齢人口の減少などにより、若者、高齢者、障害者などの就労の場を確保することで地域社会を活性化させることも大きな課題の一つとなっているほか、さまざまなハラスメント問題、長時間労働、過労死および非正規職員の低賃金や、各種社会保険への未加入問題など、労働環境の改善についても、関係機関と連携して取り組んでいかなければなりません。

羽曳野市勤労者互助会では、中小企業等に勤務する労働者の福祉の増進を図り、労働力の安定的な確保と労働意欲の向上をめざしていますが、年々、会員数や企業数が減少傾向にあるため、企業に対する加入の促進や関係自治体との協力を視野に入れながら、勤労者福祉の増進や今後の事業運営の充実が求められています。



JOB マッチングフェア

## 施策の方向

### 雇用対策の推進

人口減少対策

- ① 地域就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者等の求職や雇用に関する相談に応じ、関係機関と連携し、就労支援を行います。
- ② 若者および出産・育児や介護等により離職した女性の雇用機会の拡大を図るため、雇用・就労につながる能力の向上を図る講習会や研修会を開催します。
- ③ 高齢者や障害者の雇用機会の拡大に向けて、シルバー人材センターや障害者支援施設の活動を支援します。
- ④ 公共職業安定所、大阪府や関係機関、関係団体との連携のもと、多様な職業情報を提供し、相談体制を充実します。
- ⑤ 勤労者が安心して就業できるよう、最低賃金制度の周知徹底やさまざまなハラスメント等の防止など、労働環境のさらなる改善を、国・大阪府と連携しながら事業所に働きかけます。

### 勤労者福祉の充実

人口減少対策

- ① 勤労者福祉の増進に向けて、勤労者互助会会員の拡大や近隣自治体との広域連携による事業運営の充実を検討するとともに、大阪府や関係機関と連携して、福利厚生活動の充実に取り組みます。
- ② 企業へのワーク・ライフ・バランスの働きかけを行うことにより、仕事と家庭の両立などによる勤労意欲の向上を図っていきます。

## 目標指標

### 就労相談者の就職率

現状値(H27)	H32	H37
9.0%	➡ 15.0%	➡ 20.0%

### 就職支援・雇用支援の講座等 実施回数

現状値	H32	H37
5回	➡ 8回	➡ 10回





## 6. 歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち

---

- 1 生涯学習
- 2 生涯スポーツ・レクリエーション
- 3 歴史・文化
- 4 平和意識・人権尊重
- 5 男女共同参画

# 1 生涯学習

## めざす姿

一人ひとりが主体的に学び、  
その成果を地域で活かす、活力あるまちをめざします。

## 現状と課題

グローバル化、高度情報化や少子高齢化の進展により、多様化が一層進行する社会における生涯学習の役割は、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、その成果を個人の生きがいのためだけでなく、社会や地域への還元に結び付けていくことにあります。

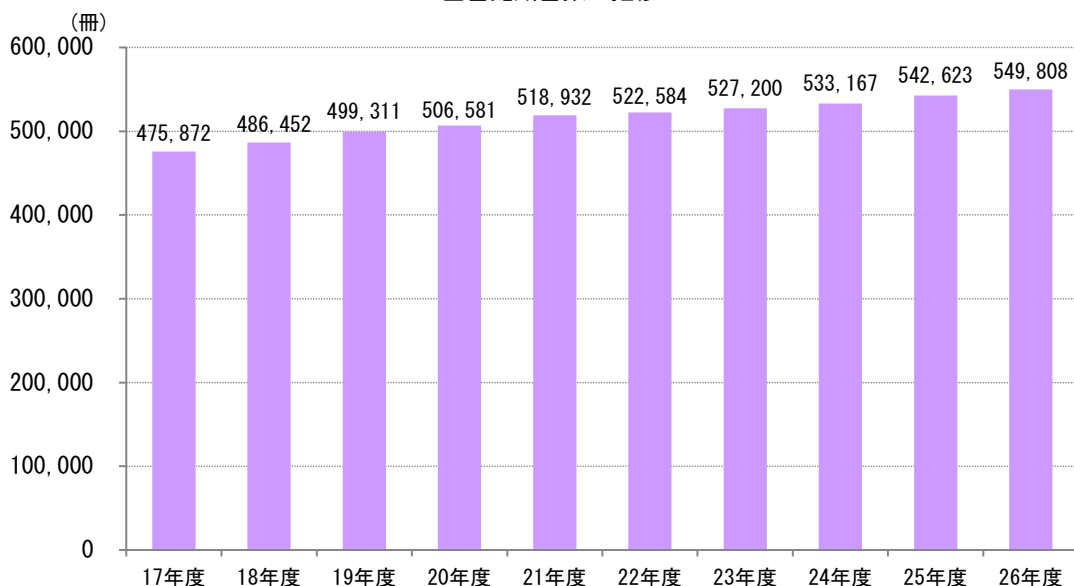
市民の学びの拠点として、生活文化情報センター（LIC はびきの）や陵南の森公民館では、自主的な学習・活動の場として各種講座・教室などを開催するとともに、市民の交流の機会を提供してきました。

また、図書館やブックステーションでは、地域に根ざした図書館活動を展開するとともに、近隣自治体との連携による広域貸出や、インターネットによる図書予約システムの導入などにより、利用者の利便性やサービスの向上に努めてきました。

精神的な豊かさや自己実現への欲求が高まっていることから、これからの生涯学習においては、新たな学習ニーズに対応したプログラムの提供や質的向上、学習拠点となる施設の拡充や機能の充実が求められています。

また、一人ひとりが身につけた成果をまちづくりに還元し活用していく仕組みづくりのために、主体となって積極的に地域の課題解決に取り組む個人やグループを育成し、その活動を支援していくことが必要となっています。

図書館蔵書数の推移





## 施策の方向

### 生涯学習の機会と内容の充実

- ① 市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自己実現や課題解決につなげられるよう、生涯にわたる多様な学習機会を拡充し、大学などの高等教育機関・NPO・事業者など多様な主体と連携しながら、あらゆる世代に対応した学習の内容やプログラムの充実に取り組みます。

### 生涯学習を支える環境づくり

資源活用

- ① 生涯学習拠点として、学校教育施設などの既存施設の有効な利活用により、学習環境の拡充を図ります。
- ② 主体的な学習活動を行う市民や関係団体など、地域の学びを支える人材の発掘や育成とその活動の支援に取り組むとともに、学習活動の活性化を図るため、地域人材のネットワークの形成に向けた情報提供や交流活動を支援します。

### 学びを生かせる地域づくり

資源活用

- ① 市民が学習活動で得た成果を活かし、地域社会へ還元することができるよう、関係団体等と連携しながら機会の拡充を図り、積極的な地域づくりへの参画を促進します。
- ② 地域の多様な人材をつなげていく役割を果たす、コーディネーターの育成などの取り組みへの検討を進めます。

### 読書活動の充実

- ① だれもが学び、利用しやすい、身近な図書館をめざし、サービスの向上や施設・設備の改善、図書やその他の資料の充実を図ります。特に、地域の課題解決や歴史・文化の調査研究に資するよう、現代的・社会的な課題に対応した図書や郷土資料等の充実に努めます。
- ② 幼少期からの読書活動の促進のため、家庭・地域・学校園との連携により、普及啓発を行うとともに、読書に親しめる環境づくりに取り組みます。
- ③ 市民の読書活動を支えるボランティアの育成と支援に努めます。

## 目標指標

### 陵南の森公民館利用者人数

現状値	H32	H37
48,364人	➡ 50,000人	➡ 52,000人

### 市民一人あたりの年間資料貸出数

現状値	H32	H37
8.5冊	➡ 10.0冊	➡ 12.0冊

## 関連計画

子ども読書活動推進計画

子ども・子育て支援事業計画（こども夢プラン）／教育大綱

## 2 生涯スポーツ・レクリエーション

### めざす姿

だれもが身近にスポーツやレクリエーション活動に親しみ、  
健康的で心豊かな生活を実現しているまちをめざします。

### 現状と課題

近年、高齢化の進行や余暇時間の増加に伴い、健康や生きがいづくりへの関心が高まっています。また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機として、さらなるスポーツへの関心の高まりが予想される中で、“いつでも、どこでも、いつまでも”スポーツ・レクリエーションが楽しめる社会の実現に向けた取り組みが求められています。

本市では、健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場や中央スポーツ公園をはじめとしたスポーツ・レクリエーション活動拠点の整備・充実を図るとともに、各スポーツ団体と連携しながら、各種競技大会や教室の開催、新たなスポーツ団体の発足や指導者の育成にも取り組み、地域におけるスポーツ振興に努めてきました。

今後は、だれもがより気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、市民ニーズを踏まえた将来的な施設のあり方について、既存施設の有効活用も含めた検討を進めることが必要となっています。

また、個人の健康づくり・生きがいづくりに資するだけでなく、多くの方が施設を利用することにより、地域間・世代間の交流や地域の活性化が促進されることも期待されています。



市民体育祭

## 施策の方向

### スポーツ・レクリエーションの推進

人口減少対策

- ① だれもが気軽にライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう参加の場と機会を提供するとともに、スポーツ推進委員協議会やスポーツ団体などと連携し、トップアスリートとの交流など多様なプログラムの構築や、新たなスポーツの普及および情報発信に取り組みます。
- ② 近隣自治体との広域的な連携による大会の開催などにより、さらなるスポーツの振興に努めます。

### スポーツ・レクリエーションを推進する仕組みづくり

人口減少対策

- ① 身近な地域におけるスポーツ振興を図るため、多世代交流の促進や地域間交流の基盤づくりとして、地域住民が自主的に運営する多目的・多世代型の総合型地域スポーツクラブも視野に入れ、地域スポーツの推進・育成に努めます。
- ② スポーツ団体と連携しながら、幅広い種目におけるスポーツ指導者の養成に努めます。さらに、スポーツ団体組織の充実に向けた活動支援を行うとともに、相互協力を促進します。

### スポーツ施設の整備・充実

- ① スポーツ施設については、市民ニーズに応じた計画的な施設の整備・更新と機能拡充を図るとともに、既存施設の有効利用に取り組む中で、学校体育施設の開放の拡充に努めます。

## 目標指標

### 各種スポーツ大会参加人数

現状値	H32	H37
20,189人	24,000人	25,000人

### スポーツ施設利用者数

現状値	H32	H37
278,327人	301,000人	325,000人



健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場

## 3 歴史・文化

### めざす姿

市民が郷土に愛着や誇りを持つとともに、  
次の世代へと継承していくまちをめざします。

### 現状と課題

今日の経済的、物質的な豊かさに囲まれた社会にあっては、生活にゆとりや潤いを実感できる精神的な豊かさがより求められています。その中で文化芸術活動に親しみたいと考える市民が増加し、その活動内容も多岐にわたっています。

本市には、わが国最古の官道とされる竹内街道や、応神天皇陵古墳をはじめとする古市古墳群など、数多くの歴史資産が存在します。これらは地域の歴史を知る上で、貴重な遺産であり財産です。これらの歴史資産を大切に保全し、次代へと継承していく中で、市民が郷土への愛着や誇りを感じられるよう、意識の高揚を図っていくことが求められています。

また、古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取り組みを契機として、周辺環境との調和を図りながら、本市の特性である歴史資産を活用したまちづくりをめざしていくとともに、市民や事業者、関係機関等と連携しながら、市内外および国内外へ羽曳野の歴史・文化の魅力を発信していくことが重要となっています。

さらに、文化・芸術活動を通じて市民が生きがいを持って楽しく生活ができるよう、さらなる機会の確保および提供が求められているほか、地域に根ざした文化活動の促進や新たな文化の創出とともに、市民・地域間の交流の促進による地域活性化につながる環境づくりが必要となっています。



誉田八幡宮

## 施策の方向

### 歴史資産を活かしたまちづくり

資源活用

人口減少対策

- ① すべての市民が歴史資産の価値や魅力を再認識し、郷土の誇りとして感じられるように、市民の共有財産として大切に保全し、後世に受け継いでいきます。
- ② これらの歴史資産と周辺環境が調和した整備を進めながら、ネットワークを形成することにより効果的な活用を図ります。特に、竹内街道とともに、その沿道周辺に残る古市古墳群の魅力を、関係自治体との広域的な連携により、国内外に発信していきます。
- ③ 有識者や関係団体の協力を得ながら歴史資産の研究を進め、情報発信を行うとともに、生涯学習や学校教育においては、歴史・郷土史の学習の機会の充実に取り組みます。
- ④ 歴史ボランティアの養成や歴史資産の保全活動への市民参加を促進します。

### 文化・芸術の振興と仕組みづくり

資源活用

- ① 市民文化や伝統を尊重する心を育むことができるよう、地域に根ざした市民文化活動や伝統行事の保存・継承を促進するとともに、市民の心豊かな生活の実現に向けて、身近なところで、質の高い文化・芸術にふれる機会の拡充に取り組みます。特に、学校教育においては、文化・芸術に直接触れ、創造活動に参加できる機会の充実を図ります。
- ② 市民の文化・芸術活動への参加の機運を高めるため、活動の場や機会を確保するとともに、関係団体・サークルや地域の人材と連携して、市民の自主的な文化・芸術活動を促進します。また、市民の文化・芸術活動を支える指導者の育成・紹介などの支援を行います。

## 目標指標

### もずふる応援隊登録者数（累計）

現状値(H27)	H32	H37
500人	➡ 2,500人	➡ 3,500人

### 市民文化祭参加者数

現状値(H27)	H32	H37
1,580人	➡ 1,800人	➡ 2,000人

## 関連計画

古市古墳群保存管理計画

百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン

教育大綱



## 4 平和意識・人権尊重

### めざす姿

市民が平和を実感し、安心して暮らせるとともに、  
一人ひとりの基本的人権が尊重され、  
守られているまちをめざします。

### 現状と課題

本市は、昭和 58 年に平和を愛する市民のまちとして「非核平和都市宣言」を行いました。平成 21 年には「平和首長会議」に加盟し、さまざまな取り組みを通じて、人類全体の願いである核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えてきました。

しかし、世界では未だ紛争やテロ行為が繰り返され、市民の平和な生活を脅かす要因となっています。

また、人類普遍の原則である基本的人権の尊重の取り組みとして、平成元年に「人権擁護都市宣言」を行い、平成 12 年には「羽曳野市人権条例」を制定、さらに、平成 24 年に「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」を策定しました。市民一人ひとりの人権が尊重され、真に自由・平等で平和な社会の実現のための、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みにより、市民の人権意識は高まっていますが、依然として同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人に対する偏見など、多くの人権問題が存在しています。さらに近年では、インターネットを悪用した人権侵害など、社会状況の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

これまでの平和や人権問題の解決に向けた取り組みの成果を活かしながら、平和で平等な社会の実現に向けて、市民一人ひとりの理解を深め、地域社会全体で平和を願い人権を守る意識を高める不断の取り組みが求められています。



平和モニュメント（陵南の森）



## 施策の方向

### 平和意識の高揚

安全安心

- ① 市民一人ひとりが平和であることの尊さを認識し、国内外の都市や自治体とともに、世界平和の実現に貢献する社会をつくるため、学校園、地域と連携した、各種講演会・イベント等のさまざまな機会を通じて、平和意識の高揚に取り組みます。

### 人権擁護に関する施策の充実

- ① 市民一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、各種相談機関やNPOとのネットワークを強化するとともに、人権擁護委員と連携を図りながら、人権に関する相談事業を充実します。また、人権に関する情報の収集・提供を行い、人権擁護活動を促進します。

### 人権教育・人権啓発の推進

- ① 家庭、学校園、地域、職場などあらゆる機会を通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や人権啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

### 個人情報保護の推進

安全安心

- ① 個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護するため、個人情報および特定個人情報の適正な利用や管理、法令遵守の徹底を図ります。
- ② 個人情報の保護の重要性を認識し、権利利益を侵害することのないよう、市民や事業者に対する普及啓発を推進します。特に、インターネットを悪用した人権侵害の防止や個人の肖像権等の擁護に向けた啓発を行います。

## 目標指標

### 平和展等への参加者数

現状値	H32	H37
1,000人	➤ 1,100人	➤ 1,200人

### 人権啓発事業への参加者数

現状値	H32	H37
400人	➤ 500人	➤ 600人

## 関連計画

人権施策基本方針及び基本計画

# 5 男女共同参画

## めざす姿

性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重され、  
能力が発揮できるまちをめざします。

## 現状と課題

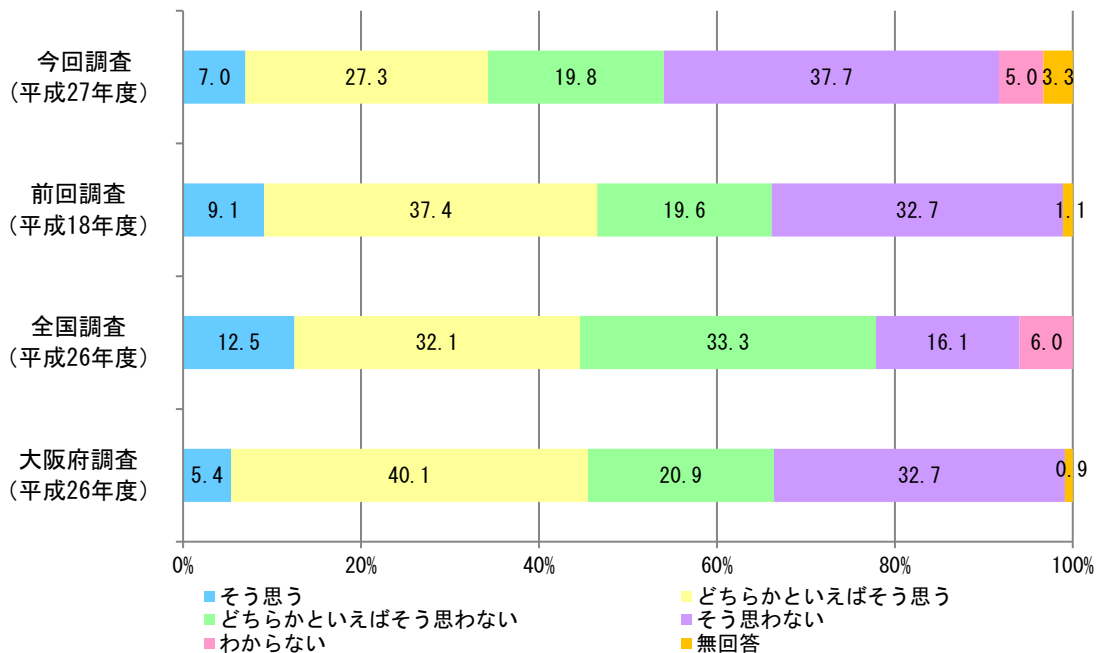
本市では、平成18年に「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第2期 はびきのピーチプラン-」を策定、平成25年には「男女共同参画推進条例」を制定し、講演会の開催や意識啓発、各種相談などのさまざまな取り組みにより、性別にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は、社会のさまざまな制度や慣行の中に、今なお根強く残っており、職場、学校園、家庭、地域など社会のあらゆる環境においても、十分に平等になっているとは言えない状況です。

このような状況から、今後も男女共同参画推進条例の理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女対等の立場で参画機会を確保するとともに、職場、家庭、地域生活における調和を図り、ともに支え合い、それぞれの場面でいきいきと活躍できる環境づくりが求められています。

男女共同参画に関する意識調査結果

問 あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。



## 施策の方向

### 男女共同参画を支える社会づくり

資源活用

安全安心

人口減少対策

- ① 雇用や就労における男女平等の実現に向けた啓発活動に取り組みます。また、配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けた、意識啓発や相談体制の充実に取り組みます。
- ② 職場・家庭・地域などにおけるワーク・ライフ・バランスを図るとともに、それぞれの場面で男女互いの個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるため、子育て、介護や就労などの支援体制の強化を図ります。

### あらゆる分野における男女共同参画の促進

- ① 社会のあらゆる分野において、男女が対等の立場で参画できる機会を確保するとともに、女性の人材の発掘・育成に努め、政策立案や意思決定過程における女性の積極的な参画を促進します。

### 男女共同参画社会実現のための意識改革

- ① 男女共同参画に対する意識改革に向けて、市民意識の現状や変化を把握し、男女共同参画の理念の普及啓発活動や情報提供などの充実を図るとともに、職場、学校園、家庭、地域などにおける学習機会の充実や内容の質的向上を図ります。
- ② 男女で異なる身体的特徴や心身の変化について理解を深め、尊重し合う意識を醸成するとともに、ライフサイクルのそれぞれの時期に応じた細やかな心と体の健康づくりを促進するための健康教育や相談体制の充実に取り組みます。

## 目標指標

### 審議会等への女性委員登用率

現状値(H27)	H32	H37
22.9%	30.0%	33.0%

### 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない人の割合

現状値(H27)	H32	H37
57.5%	60.0%	63.0%

## 関連計画

男女共同参画推進プラン





## 7. 市民とともに築く 自立したまち

---

- 1 市民協働と地域コミュニティ
- 2 情報共有と広報
- 3 行財政運営
- 4 広域行政・地方分権
- 5 人材育成

# 1 市民協働と地域コミュニティ

## めざす姿

市民が自主的に地域の活動や市政に参画し、  
協働が実現されているまちをめざします。

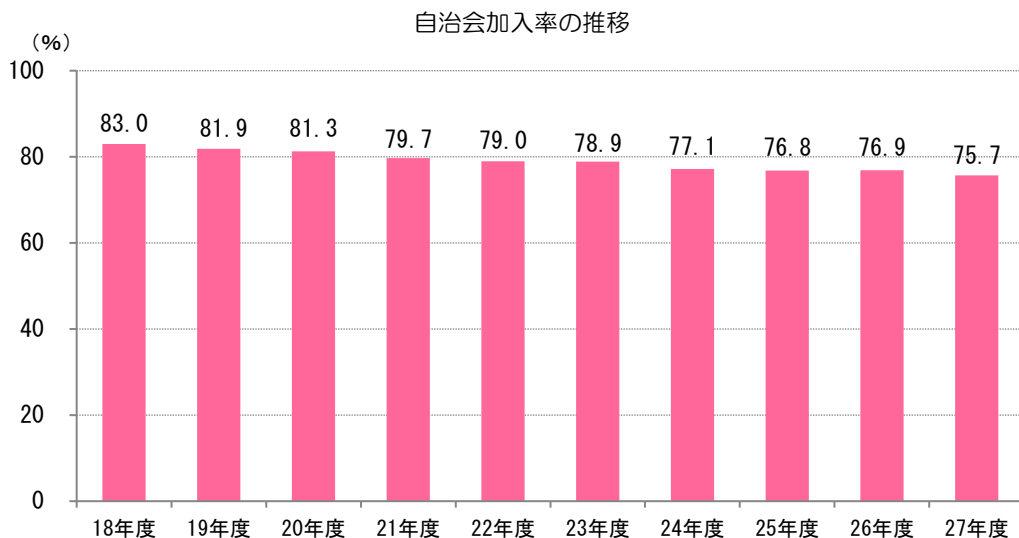
## 現状と課題

地域の实情に即したまちづくりの推進のためには、市民と行政が地域課題に対して主体的に取り組み、一緒に解決を図る協働の体制づくりを一層強化しなければなりません。

本市では、平成24年4月に市民活動の拠点として、緑と市民の協働ふれあいプラザ（エコプラザはにふ）を整備し、運営を開始しました。しかし、市民活動に関する情報収集・発信、人材育成などを行う市民活動センターとしての機能発揮はまだ途上であり、今後はコミュニティの形成をコーディネートできる人材の育成や、市民活動の支援を目的として活動する中間支援組織の育成が求められています。

また、自主的な市民活動団体の組織数は増えてきている一方で、少子高齢化の影響もあって、構成メンバーの高齢化や若年層の加入率が低下しているのが現状であり、いかに次代の育成を行うかが喫緊の課題となっています。

一方で、防災・防犯、子育てといった特定の施策に関する地域コミュニティについては、ボランティア活動への注目の高まりとともに、今後ニーズが増えていくことが予測される中で、共助の連帯意識の醸成をより主体的に行えるような研修や講座、イベントを企画することにより、まちづくりに参加する市民や企業、大学との協働を推進していくことが今後ますます必要となります。





## 施策の方向

### コミュニティ活動の活性化

資源活用

- ① 自治会の活動を促進するための支援を行い、地域力の向上に努めます。
- ② 地域における活動の拠点として、さらなる活性化を図るため、コミュニティセンターや集会所等において、さまざまな世代の利用を促進するとともに、地域の実情に応じた機能の充実・強化を図ります。

### 市民活動への支援

資源活用

- ① 緑と市民の協働ふれあいプラザ（エコプラザはにふ）を拠点として、市民活動に関する情報収集・発信、人材育成などを実施し、市民活動センターとしての機能を高めます。
- ② 市民活動団体の立ち上げや市民のさらなる活動参加を促進するため、さまざまな手法により活性化に取り組みます。さらに、市民活動の支援を目的として活動する中間支援組織の育成を図ります。

### 協働によるまちづくりの推進

資源活用

- ① 市民活動団体による協働事業の提案制度など、行政と市民が協働して地域の課題に取り組める仕組みづくりについて検討します。
- ② 市域または近隣の大学との地域連携を推進し、地域における課題の解決や活性化への取り組み等について、協働事業を実施します。
- ③ 市民の自主的・積極的なまちづくり参加を促進するため、各部局において委員会・審議会等を設置する際には、市民の参画の公募に努め、市民の声を各計画や施策に反映していくための体制を整えます。

## 目標指標

自治会加入率*			緑と市民の協働ふれあいプラザ (エコプラザはにふ) 利用者数		
現状値(H27)	H32	H37	現状値	H32	H37
75.7%	73.0%	70.0%	9,392人	10,560人	11,740人

\* 予測値（H32：72.1%、H37：68.4%）を上回る目標設定とした。

## 関連計画

市民公益活動推進基本方針

## 2 情報共有と広報

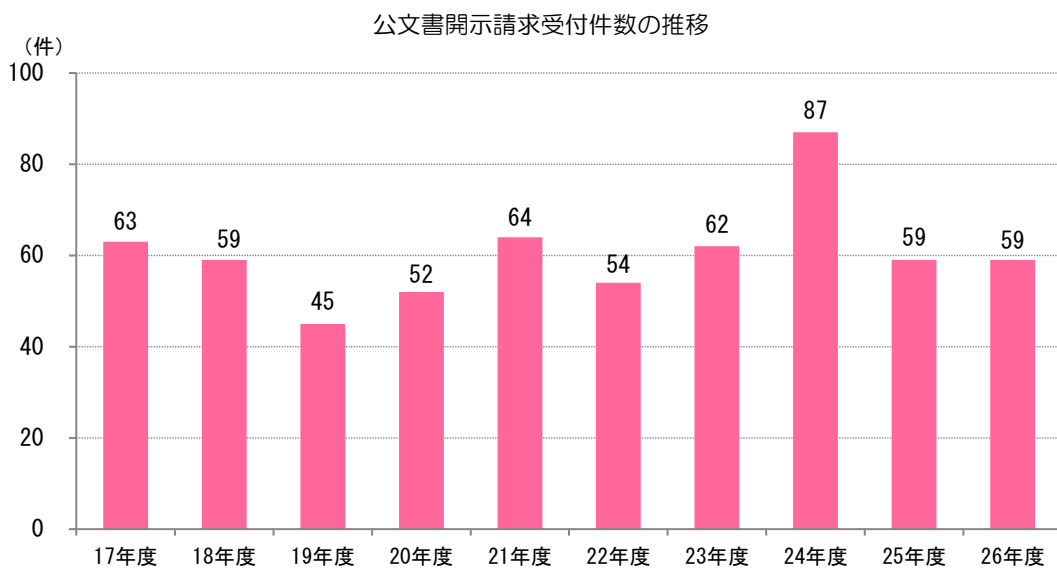
### めざす姿

市政の情報が、  
正確かつスムーズに提供されているまちをめざします。

### 現状と課題

市民と行政が信頼関係を構築し、協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政との間の情報共有が不可欠です。透明・公正な行政運営に取り組みながら、行政としての説明責任を全うすることが求められています。

本市では、これまで広報紙やウェブサイト等によりさまざまな行政情報や地域の情報を提供するとともに、個人情報保護に留意しながら、市民が利用しやすい情報公開制度の運用にも努め、開かれた市政の実現をめざしてきました。さらに、広聴活動としてさまざまな形で市民の意見・要望をお聞きし、市民参加によるまちづくりの推進に努めてきましたが、今後は、その結果等を市民に見やすい情報として提供する仕組みづくりや、外国籍の住民に対する広聴活動などが課題となっています。



## 施策の方向

### 情報公開

- ① 市民に利用しやすい制度となるよう、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、制度についての理解が市民や民間事業者に浸透するよう努めます。
- ② 個人情報の適正な管理を行うため、職員や関係機関等への周知の徹底を図ります。

### 広報・広聴活動の充実

- ① 政策形成過程における市民の参画を促進するため、パブリックコメントの制度化について検討し、集約した意見・要望等の情報を市民と共有できるような仕組みづくりをめざします。
- ② 市のウェブサイトの機能向上や SNS の有効利用、多言語対応など、情報化や国際化に対応した広聴活動の充実を図ります。
- ③ 行政情報の発信については、広報紙やウェブサイトを通じて、正確かつ市民にとって分かりやすい表現による発信に努めながら、内容の充実を図ります。

## 目標指標

### 公文書開示等決定に対する 不服申立て率

現状値	H32	H37
0%	0%	0%

### 市ウェブサイトアクセス数

現状値	H32	H37
418,422 件	450,000 件	500,000 件



広報はびきの

## 3 行財政運営

### めざす姿

効率的で安定的な行財政運営が図られるとともに、市民が利用しやすい行政サービスが提供されているまちをめざします。

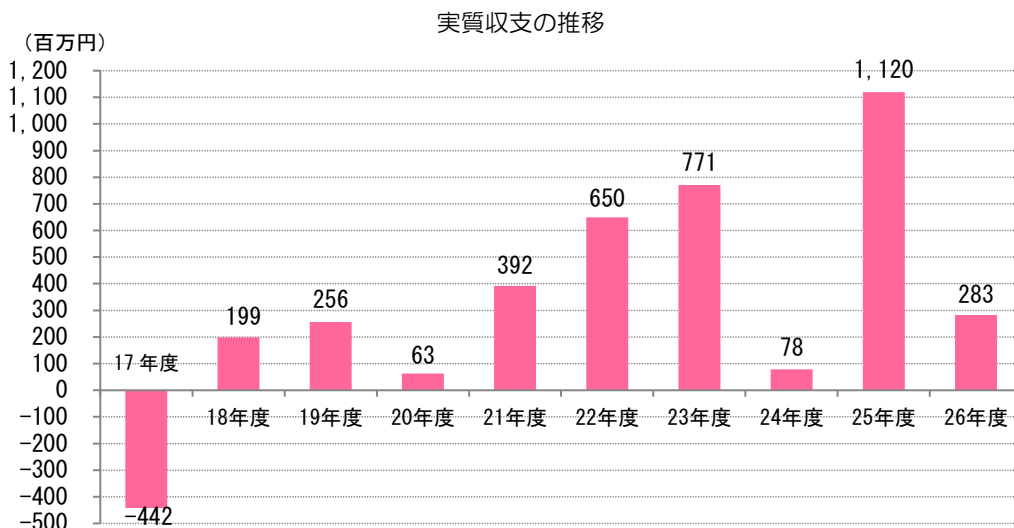
### 現状と課題

本市では、これまで厳しい財政状況の中で債務縮減と収支均衡を図り、財政の健全化と柔軟な財政構造の構築をめざして取り組んできました。その結果、平成18年度から平成26年度までの一般会計において、連続して黒字決算を維持しています。

しかしながら、少子高齢化により市税収入の大幅な増加が見込めない中で、近い将来、収支状況の悪化や財政の硬直化が進行することも予想されます。

そうした状況の中、収支バランスの均衡を図り、安定した行財政運営を継続するためには、市の基幹収入である市税を中心とした歳入確保と、事業の選択と集中による歳出抑制が必要となってきます。また、老朽化が進む公共施設等については、将来人口予測による需要の変化も考慮したうえで、最適な配置を実現し、財政負担を軽減・平準化することが課題となっています。

また、行政運営においては、住民情報をはじめとした多くの情報システムが稼働しており、スマートフォンやタブレット、クラウドなどの新しい技術が実用化される中で、行政での利用にあたっては、漏えい、紛失、改ざんなど情報セキュリティ上の課題を整理しながら、事務の効率化や市民の利便性向上につながるものは積極的に研究し、取り入れていくことが求められます。さらに、マイナンバー制度の開始に伴い、大量の特定個人情報保護のための情報セキュリティの一層の強化が求められています。



## 施策の方向

### 効率的・効果的な行政運営

- ① 多様化・複雑化する市民ニーズや、新たな行政課題を迅速に対応・解決するため、効率的な組織体制の構築を図ります。
- ② 各種行政計画において、施策や事業の成果に対する評価を反映した適切な進行管理を行います。さらに、その結果をもとに予算編成において、経営資源の最適かつ効果的な配分を検討するなど、PDCA サイクルが有効に機能した運営体制づくりをめざします。
- ③ 外郭団体等については、サービスの向上、競争力の強化を図るため、整理・統合も視野に入れて、事務の効率化、職員数の適正化などに努めるとともに、自立に向けた支援を行います。

### 情報通信技術の活用とセキュリティの強化

安全安心

- ① 正確で迅速な事務手続きを支える、質の高い情報システムの整備、運用に努めます。
- ② 災害時にも安全なクラウド型のシステム導入を進めます。調達にあたっては、他自治体との共同運用も検討します。
- ③ 漏洩や紛失などの事件・事故を防ぐため、情報セキュリティの体制を強化します。

### 健全な財政運営

- ① 事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成に努め、健全で計画的な財政運営を図ります。経費の削減を図るとともに、民間活用等により、徹底したコストの低減に取り組めます。
- ② 市税等の徴収率向上に取り組むとともに、広告料等の税外収入や受益者負担の適正化等により、自主財源の確保を図ります。

### 公共施設等の適正な管理運営

安全安心

- ① 指定管理者制度を導入している公共施設では、引き続き民間活力を活用するとともに、PFI など新たな民間活力の導入についても検討します。
- ② 公共施設等の適正な維持管理と最適な配置について、総合的かつ計画的に検討し、財政負担の軽減・平準化をめざします。

## 目標指標

市税徴収率			経常収支比率		
現状値	H32	H37	現状値	H32	H37
93.4%	➡ 95.2%	➡ 96.7%	96.0%	➡ 92.8%	➡ 89.5%

## 関連計画

財政健全化計画

公共施設等総合管理計画

## 4 広域行政・地方分権

### めざす姿

関係自治体と効果的に連携しながら、  
独自性豊かなまちをめざします。

### 現状と課題

少子高齢化の進展や環境問題など、社会環境の変化に伴い、多様化する市民ニーズや広域化する行政課題に対しては、行政区域に捉われない柔軟かつ的確な対応が必要です。

本市では、これまで近隣都市との連携・協力のもと、消防・救急やごみ処理などで広域行政を展開するとともに、小児急病診療や図書館など、公共施設の広域的な相互利用の取り組みについても推進してきました。

近年では、古市古墳群の世界文化遺産登録や竹内街道の活性化をめざした取り組み等、歴史資産の保全・活用の面においても、関係自治体と広域的な連携・協力のもと、機運の醸成を図っています。

今後も、市民の生活圏域の拡がりに合わせて、さまざまな分野で広域化するニーズに応える、質の高いサービスの提供が求められています。

一方、地方分権においては、これまでに国や府からの分権が進み、本市においても多くの事務移譲を受けてきました。

今後も、住民に最も近い基礎自治体として、よりきめ細かな市民サービスを提供できるよう、事務移譲について国や大阪府に働きかけながら、独自性豊かなまちづくりに努める必要があります。



## 施策の方向

### 広域行政の推進

資源活用

人口減少対策

- ① 専門性の高い分野や自治体間の共通課題の解決にあたっては、すでに広域で取り組んでいる事例等を参考にしながら、広域連携の有効性を検証し、市域を超えて多様化する市民ニーズに対応できる体制の構築に努めます。
- ② 市単独で行うよりも、関連する自治体で共同して取り組むことにより、地域の魅力をより高めることができる取り組みや、市民にとって有益となりうる取り組みについては、これまでの枠組みに捉われないことと、実施に向けた検討を図ります。

### 地方分権への対応

- ① 住民に最も近い基礎自治体として、事務の迅速化や利便性の向上など、市民サービスの充実を図るため、さらなる権限移譲について検証を行います。

## 目標指標

### 権限移譲事務件数（累計）

現状値	H32	H37
63件	➡ 66件	➡ 70件

### 広域連携事業数（累計）

現状値	H32	H37
13件	➡ 16件	➡ 20件



竹内街道・横大路（大道）まつり

## 5 人材育成

### めざす姿

市民から信頼される行政組織が運営されているまちをめざします。

### 現状と課題

地方分権や広域行政が進む中で、行政に対する市民のニーズは複雑高度化・多様化し、地域課題の解決には、さまざまな主体の参画が欠かせなくなっています。

このような中で、地方自治体には、ますます自主性・自立性を高めて、自らの判断と責任の下で、地域の実情に沿った行政を推進する企画力・実行力が求められています。また、市民の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくためには、そのサービスの担い手である職員のあり方、育て方にも変革が求められています。

あわせて今後は、地域の課題解決や地域の活性化のために、市民、企業、大学といったさまざまな主体と連携しながら対応できる職員を育成するとともに、主体性をもってまちづくりに参加する市民や市民グループの育成も必要となっています。



新規採用職員研修

## 施策の方向

### 職員の育成

- ① 地域課題の解決やさまざまな市民ニーズに対応できる、多様な能力向上のための効果的な職員研修を計画的に実施するとともに、人材を育成する環境づくりに取り組みます。
- ② 公務能率の一層の向上を図るため、人事評価制度を有効に活用するとともに、職員個々の能力等を的確に把握して適材適所の人事配置を行い、業務遂行意欲を向上させる仕組みの構築をめざします。

### まちの担い手づくり

資源活用

- ① 地域における多種多様な主体と協働で課題に取り組める職員の能力向上に取り組んでいきます。
- ② 地域課題の解決のため、多様な主体がまちづくりに参画する機会を増やし、主体性をもって積極的にまちづくりに参加できる市民の育成を促進します。

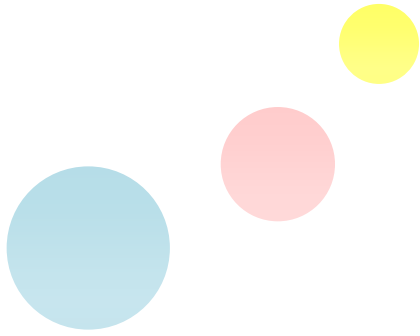
## 目標指標

### 職員研修項目数

現状値	H32	H37
50件	➡ 55件	➡ 60件

### 窓口対応への市民の満足度

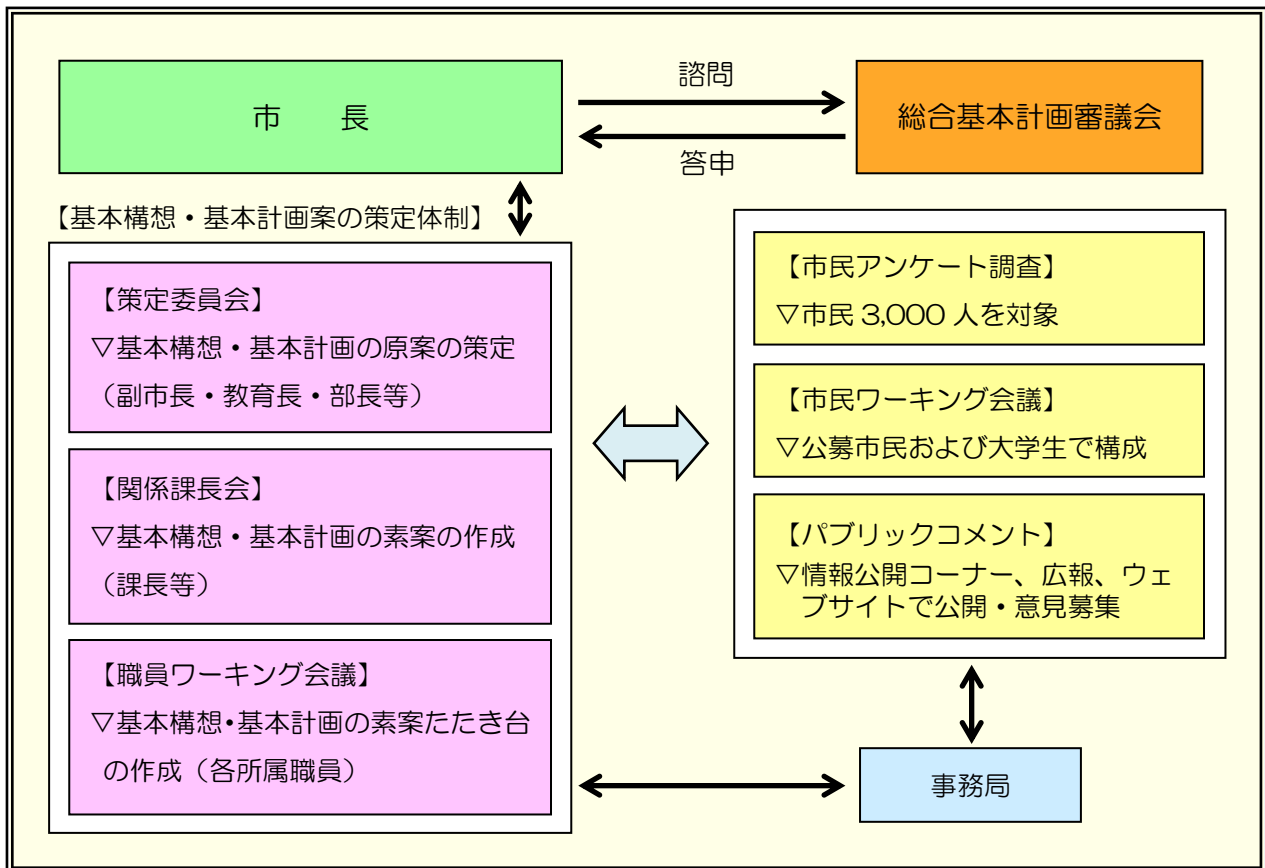
現状値	H32	H37
—	➡ 50.0%	➡ 60.0%



## 資料編



## 策定体制



## 策定の経緯

年月日	内容
平成 26 年 10 月 17 日	第 1 回策定委員会 ・策定方針の説明
10 月 4 日 ～10 月 20 日	市民アンケート調査の実施
10 月 30 日 ～11 月 10 日	職員アンケート調査の実施
11 月 11 日	第 1 回関係課長会 ・策定方針等
11 月 13 日 ～11 月 28 日	施策動向調査 (第 5 次総合基本計画施策評価) の実施

年 月 日	内 容
11月22日	第1回市民ワーキング会議 ・まち歩きを行い、羽曳野の魅力発見
12月3日	第1回職員ワーキング会議 ・施策に関する課題の検討
12月20日	第2回市民ワーキング会議 ・「羽曳野の伸ばしたいところ、直したいところ」について
12月25日	第2回職員ワーキング会議 ・アンケート分析等に基づく施策の検討
平成27年 1月17日	第3回市民ワーキング会議 ・10年後の羽曳野を考える
1月21日	第3回職員ワーキング会議 ・まちの将来像（案）の検討 ・まちづくりの目標（案）の検討
1月27日	第2回関係課長会 ・総合基本計画の体系の検討 ・まちの将来像（案）の検討
2月21日	第4回市民ワーキング会議 ・10年後の協働の取り組みについて
3月11日	第4回職員ワーキング会議 ・まちづくりの目標（案）の検討 ・基本計画記入フォーマットの説明
3月24日	第3回関係課長会 ・まちづくりの目標（案）の検討
3月27日	第2回策定委員会 ・平成26年度作業の総括
4月20日	第4回関係課長会 ・基本計画調書の作成依頼
5月29日	第5回関係課長会 ・基本構想（案）の検討 ・基本計画調書の整理
6月9日	第3回策定委員会 ・基本構想（案）の検討 ・基本計画施策案の把握
8月4日	第4回策定委員会 ・基本構想（案）の検討
8月11日	第1回総合基本計画審議会 ・基本構想（素案）の諮問 ・基本構想（素案）の審議
9月26日	第2回総合基本計画審議会 ・基本構想（素案）の審議
11月8日	第3回総合基本計画審議会 ・基本構想（素案）の審議
12月20日	第4回総合基本計画審議会 ・基本構想（素案）の審議



年 月 日	内 容
12月24日～ 平成28年1月14日	基本構想（素案）にかかる意見募集（パブリックコメント）の実施
1月24日	第5回総合基本計画審議会 ・パブリックコメント結果と市対応案の審議 ・基本構想（答申案）の審議
2月1日	第6次総合基本計画基本構想について答申
3月25日	第5回策定委員会 ・基本計画（案）の審議



市民ワーキング会議



総合基本計画審議会

# 羽曳野市総合基本計画に関する規則

制 定 昭 和 4 4 年 7 月 1 0 日

最近改正 平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本市の総合基本計画に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合基本計画 市民の将来の幸福と福祉を増進するため、市政の全般にわたり実現の目標とすべき総合的計画をいい、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 本市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示す構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画をいう。

(計画策定の原則)

第 3 条 総合基本計画は、計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちながら、本市発展のための総合的成果をあげるよう策定しなければならない。

(総合基本計画策定委員会)

第 4 条 総合基本計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、羽曳野市総合基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、本市職員のうちから市長が任命する。

(基本構想及び基本計画の期間)

第 5 条 基本構想の期間は、10 年以内とする。

2 基本計画の期間は、前期 5 年、後期 5 年とする。

(基本構想及び基本計画の策定)

第 6 条 基本構想及び基本計画は、別に定める方針により、委員会が原案を作成し、市長がこれを決定する。

2 基本構想は、事務事業計画の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(総合基本計画審議会への諮問)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により基本構想を決定しようとするときその他総合基本計画に関する重要な事項の決定に当たり特に必要があると認めるときは、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(総合基本計画の進行管理)

第 8 条 部室課長等は、別に定めるところにより、総合基本計画に係る事務事業の進捗状況を定期的に市長公室長を経て市長に報告しなければならない。

(関係資料の送付)

第 9 条 市長公室政策推進課は、事務事業の参考になると考えられる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに関係部局に送付しなければならない。

2 各部局は、総合基本計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成し、又は入手したときは、速やかに市長公室政策推進課に送付しなければならない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、総合基本計画の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 44.10.21 規則 12)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭 46.1.30 規則 3)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 1 月 12 日から適用する。

附 則(昭 49.2.4 規則 7)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 1 月 14 日から適用する。

附 則(昭 50.4.10 規則 10)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平元.8.22 規則 23)

この規則は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平 6.3.30 規則 8)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 6.10.21 規則 30)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平 15.3.28 規則 8)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17.3.30 規則 6)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 27.12.28 規則 81)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# 羽曳野市総合基本計画審議会規則

制 定 平成6年10月21日

最近改正 平成17年3月30日

羽曳野市総合基本計画審議会規則(昭和44年羽曳野市規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)第3条の規定に基づき、羽曳野市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合基本計画に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

5 会長は、必要に応じて各部会の調整を諮るため、部会の合同会議又は部会長会議を開くことができる。

(報酬)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市長公室政策推進課において行う。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。(平 6.10.21 施行)

附 則(平 15.3.28 規則 8)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 17.3.30 規則 6)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 羽曳野市総合基本計画審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

委員区分	氏名	所属等	備考
1号委員 (市議会議員)	今井 利三	市議会議員	
	上薮 弘治	市議会議員	平成27年 10月1日まで
	笠原 由美子	市議会議員	
	嶋田 丘	市議会議員	
	日和 千賀子	市議会議員	平成27年 10月2日より
	松井 康夫	市議会議員	
	吉田 恭輔	市議会議員	
2号委員 (学識経験者)	大関 雅弘	四天王寺大学 エクステンションセンター長	
	奥田 邦晴	大阪府立大学学長補佐	
	山内 孝幸	阪南大学副学長	
	◎ 吉川 耕司	大阪産業大学人間環境学部教授	
3号委員 (市民代表)	尼丁 正寄	人権啓発推進協議会代表	
	上田 信彦	市民ワーキング会議代表	
	内本 和彦	教育委員会代表	
	○ 木村 眞知子	婦人団体協議会代表	
	黒川 健三	商工会・観光協会代表	
	越石 岬	阪南大学学生	
	塩野 良一	社会福祉協議会代表	
	堂山 幸作	農業委員会代表	
	富谷 秀直	四天王寺大学学生	
	中山 直子	市民ワーキング会議代表	
	花川 智彦	青年会議所代表	
	増田 博	健康づくり推進協議会代表	
	松村 貞一	連合区長会代表	

※◎：会長・○：副会長、所属等は就任当時のもの。



## 諮問書

羽 市 政 第 6 9 2 号  
平 成 2 7 年 8 月 1 1 日

羽曳野市総合基本計画審議会 会長 様

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

### 第6次羽曳野市総合基本計画について（諮問）

羽曳野市総合基本計画に関する規則第7条の規定に基づき、第6次羽曳野市総合基本計画基本構想（素案）について、貴審議会に諮問します。

# 答申書

平成 28 年 2 月 1 日

羽曳野市長 北 川 嗣 雄 様

羽曳野市総合基本計画審議会  
会 長 吉 川 耕 司

## 羽 曳 野 市 総 合 基 本 計 画 に つ い て （ 答 申 ）

平成 27 年 8 月 11 日付け羽市政第 692 号により本審議会に諮問のありました第 6 次羽曳野市総合基本計画基本構想（素案）につきまして、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

なお今後は、下記の意見に十分配慮のうえ、まちの将来像「ひと、自然、歴史文化を育み 笑顔輝く はびきの ～みんなでつくる だれもが住みたいまち～」の実現に向かって努力されるよう要望します。

### 記

#### 1. 人口減少社会への対応

人口減少が避けられない状況において、人口は、まちの活力を維持する重要な基礎となります。同時期に策定される「羽曳野市人口ビジョン」および「羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携を図りながら、総合基本計画に掲げる目標人口の達成に向けて各施策に着実に取り組まれることを望みます。

#### 2. 地域主体のまちづくり

人口減少・少子高齢化社会においては、特に地域主体のまちづくりが重要です。地域福祉をはじめ、子育て、防災・防犯、交流活動などへの参加を促進するため、地域コミュニティの活性化や協働のまちづくりを重点的に推進されることを望みます。

#### 3. 選択と集中による事業実施

基本構想では 3 つのまちづくりの戦略を掲げていますが、その取り組みは広範にわたり、限られた財源を鑑みると、事業の選択と集中が必要不可欠です。

「市民と行政による協働のまちづくり」と「経営の視点に基づくまちづくり」の 2 つの基本姿勢に立ち、施策効果を十分に検討したうえで、効率的に事業を実施されることを望みます。

#### 4. 成果指標の設定と適切な進捗管理

第 5 次羽曳野市総合基本計画においては、成果指標を文中に示していなかったため、計画の進捗状況についての定量的評価が困難でした。

基本計画の策定にあたっては、施策の進捗度合いを量ることのできる成果指標を設定し、継続的な進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民に周知し、市政の改善につなげられることを望みます。

## 用語解説

用語	解説	施策体系
英字		
ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。	学校教育
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の略であり、情報処理及び情報通信で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称のこと。	学校教育
Jアラート	全国瞬時警報システムの通称名で、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムのこと。	危機管理
PDCAサイクル	事業活動における管理を円滑に進める手法の一つで、P（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：評価）・A（Action：改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するサイクルのこと。	行財政運営
PF I	「Private Finance Initiative」の略で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を民間主導で行うこと。	行財政運営
SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。	子ども・若者育成支援 情報共有と 広報
ア行		
青色回転灯 パトロール	警察により防犯活動を認められた団体が、青色回転灯装備を許可された自主防犯活動用自動車で行われる防犯パトロールのこと。	防犯
アドプト事業	住民が主体となり、地域の美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とした新しいまちづくり事業のこと。	みどり・ 空間整備
いきいき百歳体操	平成14年（2003年）に高知市が開発した、筋力やバランスを向上させる体操として、介護予防効果が期待されるおもりを使用した高齢者向けの運動プログラムのこと。	高齢者福祉
一時保育	保護者のパート就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のために行う保育のこと。	子育て支援
移動系防災行政無線	他の通信手段が途絶した場合に防災担当者間の情報伝達手段を確保する目的で設置されるシステムのこと。	危機管理
医療レセプト	医療機関が患者のかかった医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する明細書のこと。	健康・医療

用語	解説	施策体系
大阪エコ農産物	環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援するため、農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう基準を設定し、その基準を満たしていることを大阪府が認証した農産物のこと。	都市農業
カ行		
気管内挿管	気管に口又は鼻から喉頭を経由して、気管内チューブの挿入を行う気道確保方法のこと。	消防・救急
共生社会	障害のある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任をもって共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる社会のこと。	障害者福祉
クラウド	情報システムを市で管理・所有せず、外部のデータセンターにおいて管理し、ネットワーク経由で利用する形態のこと。	行財政運営
くらしのナビゲーター	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、自治会・老人クラブ・学校等が主催する講座や講演会において、悪質商法等の被害にあわないよう情報提供するボランティアのこと。	消費生活
景観計画	景観行政団体になることにより、景観法に基づいて策定する、景観計画区域内の建築等に関して届出・勧告による規制等を行う法定計画のこと。	住環境
景観地区	景観法により規定される、市街地の良好な景観の形成を図るための都市計画法上の地域地区のこと。	土地利用・市街地整備
経常収支比率	市税や地方交付税等毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費等毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率のこと。この比率が低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す。	行財政運営
減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組みで、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。	防災・減災
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数のこと。	子育て支援
耕作放棄地	農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がない田畑、果樹園のこと。	都市農業
高度地区	都市計画法に規定されている「地域地区」の1つで、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと。	土地利用・市街地整備
交流人口	外部からその地域に、観光、通勤・通学、ショッピング等、何らかの目的で訪れる人口のこと。	シティプロモーション
国民皆保険制度	病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるようにするため、国民すべてが必ず公的医療保険に加入しなければならないという制度のこと。	健康・医療

用語	解説	施策体系
サ行		
災害時要援護者 個別支援プラン	高齢者や障害者等、災害時に自力で避難することが困難な要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して避難支援者を定める等の具体的な避難支援計画のこと。	地域福祉
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱等をエネルギー源として持続的な利用が可能と認められるもので、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。	環境衛生
市街化区域	都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分のひとつで、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。	土地利用・ 市街地整備
市街化調整区域	都市計画法に基づき指定される、都市計画区域における区域区分のひとつで、市街化を抑制すべき区域のこと。	土地利用・ 市街地整備 上下水道
資源化率	総資源化量を総排出量で除した数値で、総資源化量とは、缶、ペットボトル、古紙等や粗大ごみや不燃ごみを処理して回収した鉄やアルミ等の資源化したごみの量のこと、総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計のこと。	ごみの減量 化 と再資源化
資源循環型社会	生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、再資源化やエネルギーの効率化を進め、環境への負担をできるだけ軽くしようとする循環を基本とした社会のこと。	ごみの減量 化 と再資源化
自主防災組織	主に自治会・町内会等を単位として組織される地域住民による自主的な防災活動組織のこと。	防災・減災 消防・救急
自助・共助・公助	「自助」とは、家庭で日頃から災害に備え、災害時には事前に避難したりする等、自分で守ることをいい、「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力し、地域の方々と消火活動を行う等、周りの人たちと助け合うことをいい、「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供等、公的支援のことをいい、災害時には、自助・共助・公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるもの。	防災・減災
指定管理者制度	公共施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的として導入された制度のこと。	行財政運営
シティプロモーション	観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させ、地域再生、観光振興、住民協働等の様々な概念が含まれ、多方面に広がる能動的な活動のこと。	シティプロ モーション
自動体外式除細動器（AED）	「Automated External Defibrillator」の略で、電気ショックが必要な心臓の状態を判断でき、音声指示により疾病者の心臓に電気ショックを与えることができる機器のこと。	消防・救急
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された弁護士等の資格を持たない一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う者のこと。	地域福祉
周産期	概ね妊娠 22 週から出生後 7 日未満の出産前後の期間のこと。	健康・医療

用語	解説	施策体系
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない等、学校生活になじめない状態が続くこと。	学校教育
消費生活相談員	消費生活相談に応じるために一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを独立行政法人国民生活センターの理事長が認定する相談員のこと。	消費生活
情報セキュリティ	情報の機密性（情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態）・完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態）・可用性（情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態）を維持すること。	行財政運営
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みのこと。	子ども・若者育成支援
自立支援医療	精神疾患の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減する公費負担医療のこと。	障害者福祉
人事評価制度	職務を通じて発揮された意欲や能力、業績を公正かつ客観的に評価し、その結果をもって指導・助言することによって職員の人材育成や能力開発につなげる制度のこと。	人材育成
生産年齢人口	国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口（15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口）のこと。	学校教育 労働環境
税と社会保障の一体改革	消費税率の引上げによる増収分を、すべて社会保障の財源に充て、安定財源を確保することで、社会保障の充実・安定化と、将来世代への負担の先送りの軽減の同時達成を目指す改革のこと。	生活支援
成年後見制度	精神上的障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度のこと。	障害者福祉
性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	男女共同参画
夕行		
待機児童	子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。	子育て支援
地域就労支援センター	働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える、若年者や中高年齢者等の就職に向けた支援が必要な人を対象として、就労支援コーディネーターが求職や雇用に関する相談等に応じて就労を支援する拠点のこと。	労働環境
地区計画制度	特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置等を、住民の意見を反映しながら市町村が細かく計画を定める制度のこと。	土地利用・市街地整備
地産地消	「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。	都市農業



用語	解説	施策体系
中1ギャップ	小学生から中学1年生に進級した際に被る、心理や学問、文化的なギャップと、それによるショックのこと。	学校教育
道路ストック	既存の道路構造物（舗装・橋・擁壁等構造物）や道路附属物（標識・道路照明・フェンス等）のこと。	道路・交通
特定個人情報	マイナンバー（個人番号）や、マイナンバーに対応しマイナンバーに代わって用いられる番号や記号等で、住民票コード以外のものをその内容に含む個人情報のこと。	平和意識・人権尊重
ナ行		
なにわ伝統野菜	①概ね100年前から大阪府内で栽培されてきた野菜②苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種であり、栽培に供する苗、種子等の確保が可能な野菜③大阪府内で生産されている野菜として、これらの基準を満たし、大阪府に認証された野菜のこと。	都市農業
南海トラフ巨大地震	フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のこと。	防災・減災
ニート	「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）による造語。就業、就学、職業訓練をいずれもしていない若者の総称のこと。	子ども・若者育成支援
認定農業者制度	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度のこと。	都市農業
ネグレクト	子供に食事を与えない等、乳幼児に対する適切な養育を親が放棄すること。	子育て支援
ノーマライゼーション	障害のある方もない方も同じように教育を受け、生活をし、就労や活動をする共に生きる社会が普通の社会であるとの考え方のこと。	障害者福祉
ハ行		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害やこれらに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害等をはじめとする心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害のこと。	障害者福祉
パブリックコメント	行政機関が命令（条例等）や政策等を定めようとする際に、事前に広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民・事業者等の権利利益の保護に役立てることを目的としている意見募集手続きのこと。	情報共有と広報
ハラスメント	特定、不特定多数を問わず相手に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な損害を与える等強く嫌がられる、道徳（モラル）のない行為の総称のこと。	労働環境
病児・病後児保育	子どもが病気や怪我で保育所への通園等ができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に行う保育のこと。	子育て支援

用語	解説	施策体系
ふるさと応援寄附制度	自治体を応援する個人又は法人その他の団体から広く寄附を募り、その寄附金を財源として、教育、文化、福祉等の増進の向上、自然環境及び生活環境の保全に資する事業を実施することにより、多様な人々の参加による魅力的なふるさとづくりに資する制度のこと。	シティプロモーション
平和首長会議	世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権等の諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与する機構のこと。	平和意識・人権尊重
放課後子ども教室	放課後や土曜日に小学校の特別教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域住民等の協力を得て、子どもたちとともに読書・学習の場の提供やスポーツ・文化活動等を展開する教室のこと。	子ども・若者育成支援
マ行		
密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。	土地利用・市街地整備
もすふる応援隊	「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録を願い、いっそうの理解を深め、より多くの人々が力を合わせ、世界文化遺産のまちの実現に向けた地元の機運醸成のため、羽曳野市、藤井寺市内で活動する団体が発起人となり、個人、企業、団体が主体となって立ち上げた応援隊のこと。	歴史・文化
ヤ行		
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。	土地利用・市街地整備
よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善等、経営上のあらゆる相談に応じる、国が全国に設置する経営相談所のこと。	商工業・サービス業
ラ行		
リハビリテーション	障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援すること。	障害者福祉
量目制度	食品、日用品等の消費生活関連物資であって、相当程度計量販売が行われている商品を計量して販売する場合において、適正な計量の実施を図るため、一定誤差の範囲内（量目公差）で計量を行うことを販売者に義務づけている制度のこと。	消費生活
6次産業化	第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス等、第2次産業や第3次産業にまで展開する経営形態を表す造語のこと。	都市農業
ワ行		
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。	男女共同参画 労働環境

## 羽曳野市民憲章

わたしたちの羽曳野市は、河内平野の中央に位置し、美しい環境と豊かな歴史に恵まれています。近年急速な都市化の余波を受けて、著しく変わりつつあります。今こそ、すべての市民が力を合わせて、次の世代に誇りうる町づくりに励むべきときです。この切実な願いをこめて、市民憲章を定めます。(昭和48年11月3日制定)

### わたしたち羽曳野市民は

1. 美しいやすらぎの町をつくりましょう。
1. たくましい若い力を育てましょう。
1. 暖かい心のふれあいを大切にしましょう。
1. 健やかに働くしあわせを喜びましょう。
1. 豊かな自然と文化財を守りましょう。



第6次羽曳野市総合基本計画

平成28年3月

発行 羽曳野市

編集 羽曳野市市長公室政策推進課

〒583-8585

羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL 072-958-1111 (代表)

<http://www.city.habikino.lg.jp>